

(十) 職歴

醫事、醫師等の資格に係る事項及關係なしと雖も主なる事項に付左の例に依り記入すること

(イ) 何年何月ヨリ何々病院(又ハ學校)醫員(又ハ助手)トシテ勤務

(ロ) 何年何月ヨリ何々診療所ヲ開設シ、現在ニ至ル(又ハ何年何月廢止)

(ハ) 何年何月ヨリ何々病院何々トシテ勤務

(ニ) 何年何月ヨリ何々官公署(又ハ學校)何々官職拜命

(ホ) 何年何月ヨリ何々職拜命(又ハ何職ニ從事)

(三) 就業の場所

就業の場所とは醫事、醫師に係る業務に從事する者が平常其の業務に從事する診療所、官公署、學校等の所在場所を謂ひ、醫事、醫師に係る業務(例へば農業、呉服商等)の場所は之を含まざるものとす

二以上の就業の場所ある者は主たる就業の場所を記入し、就業の場所一定せざる者は「不定」と記入し、就業の場所なき者は「ナシ」と記入すること

就業の場所ある者は就業所名稱の下に診療所名、官公署名、學校名等を記入すること

(三) 就業の態様

(ハ)の欄には醫事、醫師に係る業務に從事する者の中(イ)(ロ)に該當せざるもののみ其の業職

名を記入すること

(ニ)の欄は醫事、醫師に係る業務に從事し又は無業なる者のみ該當するものとす

二以上の業務に從事する者は各該當欄に之を併記すること

(四) 俸給、給料等の額

額の定なき隨時収入は之を含まざること

(五) 健康狀況

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は(イ)の總動員業務不適の理由とならざること

總動員業務不適の理由ある場合は疾病に在りては其の病名を、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を書き表はすこと

(六) 配偶者の有無及現に扶養する者の數

(イ)の欄には配偶者の名を記入し配偶者なき者は「ナシ」と記入すること本欄に記入すべき配偶者は入籍したる場合に限る

(ロ)の欄には自己の扶養する者に付左の例に依り記入すること

父	六五才	甲三郎	長男	八才	甲一郎
母	六〇才	乙子	弟	一五才	順造
妻	三〇才	花子			

第二十一條關係

(七) 總動員業務従事に關する希望

(ロ)の欄には特に希望する事項又は特に希望せざる事項あらば之を記入すること

三 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし

別表第一號様式乙

祕

(表面)

※第 號		齒科醫師職業能力申告書		※	
(一)氏名	(二)出生の年月日	年	月	日	(三)男女の別
縣府道	年	月	日	男	女
(四)兵役關係	年徵集、官等級(役種)	陸軍	海軍		
縣府道	市郡	村町區	番地		
(五)本籍	縣府道	市郡	村町區	番地	

※第 回

(六)住所	(七)齒科醫籍登錄番號	(八)齒科醫籍登錄年月日	番地
縣府道	第 號	年 月 日	
(十)職歴	(九)學歴	(十一)就業の場所	就業所名稱
		縣府道	市郡
		市郡	村町區
(十二)就業の態様	(十三)就業の態様	(十四)就業の態様	番地
(一)齒科診療従事	(二)他人の開設する診療所勤務	(三)其他	
(1)自ら齒科診療所開設(他に齒科醫師名 雇傭)及 出張齒科診療所開設	(A)診療所名	(B)診療所に於ける職名	
(2)其他	(C)診療所管理者なりや否や	然 否	
(ロ)官公吏又は學校教員	(1)官公署又は學校名	(2)職名	
(ハ)其他			
(ニ)就業せず			

省 生 厚

第二十一條關係

(十三) 俸給、給料等の額	年月	圖	(十四) 健康狀況	(一) 强健 (イ) 普通
(十五) 配偶者の有無及現に扶養する者の數	(イ) 配偶者の名 (ロ) 扶養を受ける者と本人との續柄年齢及其の名	内地	外地	(ハ) 總動員業務不適(理由)
(十六) 總動員業務従事に關する希望	(イ) 従事業務地 (ロ) 其の他の希望	内地	外地	内地共
(十七) 其の他の技能	(イ) 醫師免許 (ロ) 藥劑師免許 (ハ) 看護婦免許 (ニ) 自動車操縱 (ホ) 乘馬			

右之通相違無之候也

年 月 日

※ 異動事項記入欄

申告者 齒科醫師 印捺

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

(裏面)

記入上の注意

一 一般の注意事項

- (イ) 本申告書は一道府縣分を取纏め此の儘帳簿に編綴して數年間保存するものなるを以て各項目記入上の注意を熟讀し丁寧に取り扱はれたきこと
- 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入すること
- 同一の記入事項重複するときと雖も「同上」の如き記入を爲さず繰返し記入すること
- 誤記したる事項は其の上に線を引き之を抹消し其の傍に正しき文字を記入すること
- 該當せざる事項及不要なる箇所は其の上に線を引き之を抹消すること

二 各項目記入上の注意

- (一) 氏名
氏名には其の右側に振假名を附すること
- (六) 住所
平常住居する場所を記入すること
- (九) 學歷
専門學校以上の學校に付卒業年月及學校部科名を記入し尙試験に依り免許資格を得たる者又第二十一條關係

は學位を有する者は其の事項をも記入すること

(十) 職歴

齒科醫事、齒科醫師等の資格に關係ある事項及關係なしと雖も主なる事項に付左の例に依り記入すること

(イ) 何年何月ヨリ何々病院(又ハ學校)醫員(又ハ助手)トシテ勤務

(ロ) 何年何月ヨリ何々齒科診療所ヲ開設シ、現在ニ至ル(又ハ何年何月廢止)

(ハ) 何年何月ヨリ何々病院何々トシテ勤務

(ニ) 何年何月ヨリ何々官公署(又ハ學校)何々官職拜命

(ホ) 何年何月ヨリ何々職拜命(又ハ何職ニ從事)

(十一) 就業の場所

就業の場所とは齒科醫事、齒科醫師に關係ある業務に從事する者が平常其の業務に從事する診療所、官公署、學校等の所在場所を謂ひ、齒科醫事、齒科醫師に關係なき業務(例へば農業、呉服商等)の場所は之を含まざるものとす

二以上の就業の場所ある者は主たる就業の場所を記入し、就業の場所一定せざる者は「不定」と記入し、就業の場所なき者は「ナシ」と記入すること

就業の場所ある者は就業所名稱の下に診療所名、官公署名、學校名等を記入すること

(十二) 就業の態様

(ハ)の欄には齒科醫事、齒科醫師に關係ある業務に從事する者の中(イ)(ロ)に該當せざるもののみ其の業職名を記入すること

(ニ)の欄は齒科醫事、齒科醫師に關係なき業務に從事し又は無業なる者のみ該當するものとす

二以上の業務に從事する者は各該當欄に之を併記すること

(十三) 俸給、給料等の額

額の定なき隨時収入は之を含まざること

(十四) 健康狀況

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は(ハ)の總動員業務不適の理由とならざること

總動員業務不適の理由ある場合は疾病に在りては其の病名を、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を書き表はすこと

(十五) 配偶者の有無及現に扶養する者の數

(イ)の欄には配偶者の名を記入し配偶者なき者は「ナシ」と記入すること本欄に記入すべき配偶者は入籍したる場合に限る

(ロ)の欄には自己の扶養する者に付左の例に依り記入すること

父 六五才 甲三郎 長男 八才 甲一郎
 母 六〇才 乙子 弟 一五才 順造
 妻 三〇才 花子

(六) 總動員業務従事に關する希望

(ロ)の欄には特に希望する事項又は特に希望せざる事項あらば之を記入すること

三 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし

別表第一號様式丙

祕

(表面)

※第 回

※第 號		※	
藥劑師職業能力申告書		年八月一日現在	
(一) 氏名	(二) 出生の年月日	年	月
		日	(三) 男女の別
			男
			女
縣府廳			

※

(四) 兵役關係	縣 區	年徵集、官等級役種	陸軍
(五) 本籍	縣府道	市郡	番地
(六) 住居	縣府道	市郡	番地
(七) 藥劑師名簿登錄番號	第 號	(八) 藥劑師名簿登錄年月日	年 月 日
(九) 學 歷			
(十) 職 歷			
(十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(二十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(三十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(四十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(五十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(六十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(七十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(八十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十一) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十二) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十三) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十四) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十五) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十六) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十七) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十八) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(九十九) 就業の場所	縣府道	市郡	番地
(一百) 就業の場所	縣府道	市郡	番地

生 厚

第二十一條關係

一一三

(七) 俸給、給料等の額 (八) 配偶者の有無及現に扶養する者の數 (九) 總動員業務従事に關する希望 (十) 其の他の技能	年月 日	(一) 配偶者の名 (二) 扶養を受ける者と本人との年齢及其の名 (三) 従事業務地 内地 外地 内外地共 (四) 其の他の希望	(五) 健康狀況 (イ) 強健 (ロ) 普通 (ハ) 總動員業務不適(理由)
右之通相違無之候也			
年 月 日			
※ 異動事項 記入欄			
申告者 藥劑師		印捺	

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

(裏面)

記入の注意

一 一般の注意事項

- (イ) 本申告書は一道府縣分を取纏め此の儘張簿に編綴して數年間保存するものなるを以て各項目記入上の注意を熟讀し町寧に取扱はれたきこと
- 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入すること
- 同一の記入事項重複するときと雖も「同上」の如き記入を爲さず繰返し記入すること
- 誤記したる事項は其の上に線を引き之を抹消し其の傍に正しき文字を記入すること
- 該當せざる事項及不要なる箇所は其の上に線を引き之を抹消すること

各項目記入上の注意

氏名

氏名には其の右側に振假名を附すること

(六) 住所

平常住居する場所を記入すること

(九) 學歷

高等専門學校以上の學校に付卒業年月及學校部科名を記入し尙試験に依り免許資格を得たる

第二十一條關係

者又は學位を有する者は其の事項をも記入すること

(十) 職歴

藥事、藥劑師等の資格に關係ある事項及關係なしと雖も主なる事項に付左の例に依り記入すること

- (イ) 何年何月ヨリ何々藥局(又ハ會社)ニ何職トシテ勤務
- (ロ) 何年何月ヨリ何々藥局ヲ開設シ、現在ニ至ル(又ハ何年何月廢止)
- (ハ) 何年何月ヨリ何々官公署(又ハ學校)何々官職拜命
- (ニ) 何月何月ヨリ何々職拜命(又ハ何職ニ從事)

(十一) 就業の場所

就業の場所とは藥事、藥劑師に關係ある業務に從事する者が平常其の業務に從事する藥局、診療所、官公署、學校、會社等の所在場所を謂ひ、藥事、藥劑師に關係なき業務(例へば農業、吳服商等)の場所は之を含まざるものとす

二以上の就業の場所ある者は主たる就業の場所を記入し、就業の場所一定せざる者は「不定」と記入し、就業の場所なき者は「ナシ」と記入すること
就業の場所ある者は就業所名稱の下に藥局名、診療所名、官公署名、學校名、會社名其の他の事業所名稱等を記入すること

(十二) 就業の態様

(イ)及(ロ)の欄は藥局に於ける調劑、藥種商、製藥、毒物劇物營業及賣藥營業に從事する者のみ該當し、(イ)の管理藥劑師とは右業務を管理する者を謂ひ(ロ)の非管理藥劑師とは右業務を管理せざる者を謂ふ

(ニ)の欄には藥事、藥劑師に關係ある業務に從事する者の中(イ)(ロ)に該當せざる者のみ其の業職名を記入すること

(ホ)の欄は藥事、藥劑師に關係なき業務に從事し又は無業なる者のみ該當するものとす
二以上の業務に從事する者に各該當欄に之を併記すること

(十三) 俸給、給料等の額
額の定なき隨時収入は之を含まざること

(十四) 健康狀況

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は(ハ)の總動員業務不適の理由とならざること
總動員業務不適の理由ある場合は疾病に在りては其の病名、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を書き表はすこと

(十五) 配偶者の有無及現に扶養する者の數

(イ)の欄には配偶者の名を記入し配偶者なき者は「ナシ」と記入すること本欄に記入すべき配偶

者は入籍したる場合に限る

(ロ)の欄には自己の扶養する者に付左の例に依り記入すること

父 六五才 甲三郎 長男 八才 甲一郎

母 六〇才 乙子 弟 一五才 順造

妻 三〇才 花子

(六) 總動員業務従事に關する希望

(ロ)の欄には特に希望する事項又は特に希望せざる事項あらば之を記入すること

(七) 其の他の技能

(ハ)の欄には藥品、藥物、賣藥、賣藥部外品、染料、火藥等の如き物品の製造上特別なる技能を有する者は其の技能名又は製造し得べき物品名等を記入すること

三 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし

別表第一號様式丁

祕

(表面)

※第 回

道十三 六二三

※第 看護婦職業能力申告書

※ 年八月一日現在 縣府廳

(一) 氏名	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(二) 出生の年月日	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(三) 本籍	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(四) 住居	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(五) 學歷	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(六) 職歴	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(七) 就業場所	縣府道	市郡	村町區	番地	年 月 日
(八) 就業の態様	(イ) 派出所看護婦 (ロ) 診療所勤務 (ハ) 官公署又は學校勤務 (ニ) 其他 (ホ) 就業せず				
(九) 俸給、給料等の額	年 月 日				

生 厚

第二十一條關係

二九

右之通相違無之候也 年 月 日	(十) 健康狀況	(イ) 強健 (ロ) 普通 (ハ) 總動員業務不適 (理由)
	(七) 配偶者の有無及現に扶養する者の數	(イ) 配偶者の名 (ロ) 扶養を受くる者と本人との續柄年齢及其の名
右之通相違無之候也 年 月 日	(三) 總動員業務從事に關する希望	(イ) 従事業務地 内地 外地 内外共 (ロ) 其の他の希望
	(三) 其の他の技能	(イ) 醫師免許 (ロ) 齒科醫師免許 (ハ) 藥劑師免許 (ニ) 産婆免許

省

※ 異動事項記入欄

申告者 看護婦 捺印

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地 (就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地) の地方長官に提出せらるべし

(裏面)

記入上の注意

一 一般の注意事項

- (イ) 日本赤十字社の救護員たる者は本申告を要せず但し其の身分を失ひたる後猶看護婦たる者は其の身分を失ひたる時より申告義務あるものとす
- (ロ) 本申告書は一道府縣分を取纏め此の儘帳簿に編綴して數年間保存するものなるを以て各項目記入上の注意を熟讀し丁寧に取り扱はれたきこと
- (ハ) 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入すること
- (ニ) 同一の記入事項重複するときと雖も「同上」の如き記入を爲さず繰返し記入すること
- (ホ) 誤記したる事項は其の上に線を引き之を抹消し其の傍に正しき文字を記入すること
- (ヘ) 該當せざる事項及不要なる箇所は其の上に線を引き之を抹消すること

二 各項目記入上の注意

- (一) 氏名 氏名には其の右側に振假名を附すること
- (四) 住所 平常住居する場所を記入すること

第二十一條關係

(五) 學 歴
小學校、高等女學校等の最終の學校及看護婦を養成する講習所又は學校、看護婦試験等に関する事項を記入すること

(六) 學 歴

看護婦に關係ある事項に付左の例に依り記入すること

(イ) 何年何月ヨリ何々病院(醫院)ニ看護婦トシテ勤務

(ロ) 何年何月ヨリ何々派出所看護婦會ニ於テ看護婦ノ業務ニ從事

(ハ) 何年何月ヨリ何地ニ於テ産婆ノ業務ニ從事

(七) 就業の場所

就業の場所とは看護婦の業務又は看護婦に關係ある業務に従事する者が平常其の業務に従事する病院、派出所看護婦會、學校等の所在場所を謂ひ、看護婦に關係なき業務(例へば農業、商業等)の場所は之を含まざるものとす、派出所看護婦の如きは其の所屬の派出所看護婦會等の所在場所を以て就業の場所とすること

二以上の就業の場所ある者は主たる就業の場所を記入し、就業の場所一定せざる者は「不定」と記入し、就業の場所なき者は「ナシ」と記入すること

(八) 就業の態様

(ニ)の欄には看護婦に關係ある業務に従事する者の中(イ)(ロ)(ハ)に該當せざるもののみ其の業職名を記入すること

(ホ)の欄は看護婦に關係なき業務に従事し又は無業なる者のみ該當するものとす

(九) 俸給、給料等の額

額の定なき隨時収入は之を含まざること

(十) 健康狀況

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は(ハ)の總動員業務不適の理由とならざること

總動員業務不適の理由ある場合は疾病に在りては其の病名を、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を書き表はすこと

(十一) 配偶者の有無及現に扶養する者の數

(イ)の欄には配偶者の名を記入し配偶者なき者は「ナシ」と記入すること本欄に記入すべき配偶者は入籍したる場合に限る

(ロ)の欄には自己の扶養する者に付左の例に依り記入すること

父 六五才 甲三郎 長男 八才 甲一郎

母 六〇才 乙子 弟 一五才 順造

(三) 總動員業務従事に關する希望

第二十一條關係

(ロ)の欄には特に希望する事項又は特に希望せざる事項あらば之を記入すること
 三 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總
 動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし
 別表第二號様式甲

秘

(表面)

醫師職業能力異動申告書		※第 號	
醫師職業能力異動申告書		※第 回	
年 月 日現在		年 月 日現在	
縣 府 道		縣 府 道	
市 郡		市 郡	
村 町 區		村 町 區	
番地		番地	
動 異		由事動異	
年 月 日		年 月 日	
に因る		に因る	
厚		省 生	

右異動及申告候也		年 月 日	
就業の場所 又は住所		就業の場所 又は住所	
氏 申告者 醫師		氏 申告者 醫師	
印 捺		印 捺	
省 生		省 生	
備 考		備 考	
(二)就業の場所		(二)就業の場所	
新 就 業		新 就 業	
の 場 所		の 場 所	
道 府 縣		道 府 縣	
市 郡		市 郡	
村 町 區		村 町 區	
番地		番地	
由 事		由 事	
年 月 日		年 月 日	
に因る		に因る	
(三)就業の態様		(三)就業の態様	
新 就 業		新 就 業	
の 態 様		の 態 様	
舊 就 業		舊 就 業	
の 態 様		の 態 様	

注意
 一 ※印の箇所は記入を要せず
 二 裏面記入上の注意及參考を熟讀し誤記なき様記入せられたし
 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

第二十一條關係

(裏面)

記入上の注意及参考

- 一 異動申告は申告令第四條第二項に依り氏名、就業の場所、就業の態様に變更ありたる場合變更の生じたる時より三十日以内に申告すべきものなるを以て特に注意すること
- 二 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入し異動に關係なき事項は抹消すること
- 三 氏名には其の右側に振假名を附すること
- 四 異動事由の欄は左の例に依り記入すること
 - (1) 氏名變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日婿養子縁組に因る」
 - (2) 就業の場所變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日診療所移轉に因る」
 - (3) 就業の態様の變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日診療所開設に因る」
- 五 (三)の就業の態様の變更とは醫事、醫師に關係ある業務に従事する者が其の地位、職務其他の他
 醫業の態様等に變更あるを謂ふ之が實例左の如し
 - (イ) 就業の態様の變更となる場合の例
 - (1) 自ら開設する診療所を廢して他人の診療所に勤務し又は官公吏、學校教員等となりたるとき
 - (2) 他人の診療所に勤務する者又は官公吏、學校教員等其の職を辭し自ら診療所を開設したるとき

るとき

- (3) 學校教員より官公吏となり又は官公吏より學校教員となりたるとき
 - (4) 病院等の醫員たりし者が同一病院又は他の病院の部長、院長等となるが如き地位の變更ありたるとき
 - (5) 就業せざる者が診療所を開設し又は他人の診療所に醫師として勤務し若は官公吏、學校教員となりたる等新に就業したるとき
- (ロ) 就業の態様の變更とならざる場合の例
- (1) 専門科名の標榜を變更したるとき
 - (2) 病院に勤務せる醫師が同一病院又は同一種類の他の病院に於て内科擔當より外科擔當となりたるとき
 - (3) 單に診療所の所在地を變更したるに過ぎざるるとき
 - (4) 他人の診療所に勤務する者が同一地位に於て他の診療所に轉じたるとき
- 六 開業醫が診療所の所在地を變更し又は他人の診療所に勤務する者が他の診療所に同一地位に於て轉ずるとき若は官公吏、學校教員等が同一地位に於て轉ずるは(三)の就業の態様の變更とはならざるも(二)の就業の場所の變更となるを以て申告を要すべきこと
- 七 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總

動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし
 八 本申告書用紙は各道府縣廳等に申出で交付を受けらるべし
 別表第二號様式乙

(表面) 祕

※第 號		齒科醫師職業能力異動申告書	
年 月 日現在		※ 縣府廳	
動 異		由事動異	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
に因る		に因る	
の場所		の場所	
縣 府 道	市 郡	村 町 區	番地
(一) 氏 名		新 氏 名	
舊 氏 名		新 就 業	
の場所		の場所	
縣 府 道	市 郡	村 町 區	番地

厚

右異動及申告候也		年 月 日	
就業の場所 又は住所		申告者 齒科醫師	
氏名		印捺	
印		印	
備考		備考	
(三) 就業の態様		(二) 就業の場所	
新 就 業	舊 就 業	新 就 業	舊 就 業
の場所	の場所	の場所	の場所
縣 府 道	市 郡	村 町 區	番地
由事動異		由 事	
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
に因る		に因る	

省 生

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意及參考を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

第二十一條關係

(裏面)

記入上の注意及参考

- 一 異動申告は申告令第八條に依り氏名、就業の場所、就業の態様に變更ありたる場合變更の生じたる時より三十日以内に申告すべきものなるを以て特に注意すること
- 二 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入し異動に關係なき事項は抹消すること
- 三 氏名には其の右側に振假名を附すること
- 四 異動事由の欄は左の例に依り記入すること
 - (1) 氏名變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日婚養子縁組に因る」
 - (2) 就業の場所變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日齒科診療所移轉に因る」
 - (3) 就業の態様の變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日齒科診療所開設に因る」
- 五 (三)の就業の態様の變更とは齒科醫事、齒科醫師に關係ある業務に従事する者が其の地位、職務其の他齒科醫業の態様等に變更あるを謂ふ之が實例左の如し
 - (イ) 就業の態様の變更となる場合の例
 - (1) 自ら開設する齒科診療所を廢して他人の診療所に勤務し又は官公吏、學校教員等となりたるとき
 - (2) 他人の診療所に勤務する者又は官公吏、學校教員等其の職を辭し自ら齒科診療所を開設したるとき
 - (3) 學校教員より官公吏となり又は官公吏より學校教員となりたるとき
 - (4) 病院等の齒科醫員たりし者が同一病院又は他の病院の部長となるが如き地位の變更ありたるとき
 - (5) 就業せざる者が齒科診療所を開設し又は診療所に齒科醫師として勤務し若は官公吏、學校教員となりたる等新たに就業したるとき
 - (ロ) 就業の態様の變更とならざる場合の例
 - (1) 専門科名の標榜を變更したるとき
 - (2) 單に齒科診療所の所在地を變更したるに過ぎざる時
 - (3) 他人の診療所に勤務する者が同一地位に於て他の診療所に轉じたる時
- 六 開業齒科醫が齒科診療所の所在地を變更し又は他人の診療所に勤務する者が他の診療所に同一地位に於て轉ずるとき若は官公吏、學校教員等が同一地位に於て轉ずるは(三)の就業の態様の變更とはならざるも(二)の就業の場所の變更となるを以て申告を要すべきこと
- 七 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし
- 八 本申告書用紙は各道府縣廳等に申出で交付を受けらるべし

秘

(表面)

(二) 就業の場所		(一) 氏名	
		新氏名	舊氏名
新就業の場所	舊就業の場所	新氏名	舊氏名
道 府 縣 市 郡 村 町 區 番地	道 府 縣 市 郡 村 町 區 番地		
由事動異		由事動異	
年 月 日		年 月 日	
に因る		に因る	

※第 號

藥劑師職業能力異動申告書

年 月 日現在

※ 縣府廳

生 厚

※第 回

(通十三) 六二五

備考	(三) 就業の態様	
	の新就業態様	の舊就業態様
右異動及申告候也	就業の場所又は住所	
年 月 日	申告書 藥劑師 氏名 捺印	
	由事動異	
	年 月 日	
	に因る	

省

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意及參考を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

(裏面)

記入上の注意及參考

- 一 異動申告は申告令第八條に依り氏名、就業の場所、就業の態様に變更ありたる場合變更の生
- 第二十一條關係

じたる時より三十日以内に申告すべきものなるを以て特に注意すること

二 文字は明瞭に墨又は青インキを以て記入し異動に關係なき事項は抹消すること

三 氏名には其の右側に振假名を附すること

四 異動事由の欄は左の例に依り記入すること

(1) 氏名變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日婿養子縁組に因る」

(2) 就業の場所變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日薬局移轉に因る」

(3) 就業の態様の變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日薬局開設に因る」

五 (三)の就業の態様の變更とは藥事、藥劑師に關係ある業務に従事する者が其の地位、職務其の他藥劑師の業務の態様に變更あるを謂ふ之が實例左の如し

(イ) 就業の態様の變更となる場合の例

(1) 自ら開設する薬局を廢して他人の薬局、工場、會社等に勤務し又は官公吏、學校教員等となりたるとき

(2) 他人の薬局、工場、會社等に勤務する者又は官公吏、學校教員等其の職を辭し自ら薬局を開設したるとき

(3) 學校教員より官公吏となり又は官公吏より學校教員となりたるとき

(4) 病院、會社等に勤務する者が同一病院會社又は他の病院、會社の部課長等となるが如き

(道十三) 六一五

地位の變更ありたるとき

(5) 就業せざる者が薬局を開設し又は他人の薬局に藥劑師として勤務し若は官公吏、學校教員となりたる等新に就業したるとき

(ロ) 就業の態様の變更とならざる場合の例

(1) 單に薬局の所在地を變更したるに過ぎざるとき

(2) 診療所に勤務する者又は他人の薬局に勤務する者が同一地位に於て他の診療所又は薬局に轉じたるとき

(3) 官公吏又は學校教員等が同一地位に於て他に轉任するとき

六 開局藥劑師が薬局の所在地を變更し又は他人の開設する薬局に勤務する者が他の薬局に同一地位に於て轉ずるは(三)の就業の態様の變更とはならざるもの(二)の就業の場所の變更となるを以て申告を要すべきこと

七 本異動申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし

八 本申告書用紙は各道府縣廳等に申出で交付を受けらるべし

(道十三) 六一七

秘

(表面)

※第 號

看護婦職業能力異動申告書

※ 年月日現在

縣府廳

※第

回

(二) 就業の場所		(一) 氏名	
		新氏名	舊氏名
の新就業の場所	の舊就業の場所	道 府 縣 市 郡 區 町 村 番地	
就業所名稱			
由事動異		由事動異	
年月日		年月日	
に因る		に因る	

生 厚

(道十三) 六二八

備考	(三) 就業の態様	
	の新就業態様	の舊就業態様
右異動及申告候也		
年月日		
就業の場所又は住所		
申告者 看護婦 氏名		
捺印		
由事動異		年月日
		に因る

省

(道十三) 六二九

注意

- 一 ※印の箇所は記入を要せず
- 二 裏面記入上の注意及参考を熟讀し誤記なき様記入せられたし
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者、就業の場所なき者及常に船舶内に於て就業する者は住所地)の地方長官に提出せらるべし

(裏面)

記入上の注意及参考

- 一 異動申告は申告令第八條に依り氏名、就業の場所、就業の態様に變更ありたる場合變更の生

第二十一條關係

じたる時より三十日以内に申告すべきものを以て特に注意すること

二 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記入し異動に關係なき事項は抹消すること

三 氏名には其の右側に振假名を附すること

四 異動事由の欄は左の例に依り記入すること

(1) 氏名變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日婚姻に因る」

(2) 就業の場所變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日勤務診療所移轉に因る」

(3) 就業の態様の變更の場合の例「昭和十三年十二月十五日派出看護婦となりたるに因る」

五 (二三) の就業の態様の變更とは看護婦に關係ある業務に従事する者が其の地位、職務、其の他業務の態様等に變更あるを謂ふ之が實例左の如し

(イ) 就業の態様の變更となる場合の例

(1) 看護婦の業務を爲さざりし者が診療所、學校等に勤務したるとき

(2) 診療所、學校等に勤務する者が其の職を辭し派出看護婦となりたるとき

(3) 診療所の看護婦たりし者が同一診療所又は他の診療所の看護婦長となるが如き地位の變更ありたるとき

4 診療所勤務の看護婦が學校看護婦となりたるとき

(ロ) 就業の態様の變更とならざる場合の例

(第十三) 六三〇

(第十三) 六三一

(1) 派出看護婦會等に於て業務に従事せる者が他の派出看護婦會に轉じ派出看護婦として業務に従事するとき

(2) 診療所に勤務せる看護婦が他の診療所に轉じ看護婦として勤務するとき

(3) 學校看護婦が他の學校に轉動したるとき

六 診療所に勤務する看護婦が他の診療所に同一地位に於て轉ずるは(二三)の就業の態様の變更とはならざるも(二)の就業の場所の變更となるを以て申告を要すべきこと

七 本申告を怠り又は本申告に關し當該官吏の爲す検査を拒み、妨げ若は忌避したる者は國家總動員法に依り處罰されることあるを以て注意せらるべし

八 本申告書用紙は各道府縣廳等に申出で交付を受けらるべし

別表第二號様式

本票ノ用紙ノ大サハ國定規格A7判(74mm×105mm)トシ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス

第二十一條關係

(裏面)

五〇

第 號 年 月 日交付

醫療關係者職業能力申告令施行規則第五條ノ規定ニ依ル證票

官 職 氏 名

應府縣印

(九十三) 六三二

(裏面)

國家總動員法第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得
國家總動員法第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒ミ妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
醫療關係者職業能力申告令第十條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

醫療關係者職業能力申告令施行規則第五條 地方長官ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告ヲ爲シタル者ニ就キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ別表第三號様式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第二十一條關係

五一

醫療關係者職業能力申告等ニ關スル事務取扱手續

(昭和十三年九月五日)
厚生省訓令第二十六號

第一條 醫療關係者職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第三條第一項ノ申告ヲ總申告、同條第三項ノ申告ヲ補充申告、同令第四條第二項及第八條ノ申告ヲ異動申告ト謂フ

第二條 職業能力申告書用紙及職業能力異動申告書用紙ハ厚生大臣之ヲ地方長官ニ交付ス
地方長官ハ交付ヲ受ケタル用紙ニ不足ヲ生ズル虞アリト認メタルトキハ厚生大臣ニ其ノ旨申出ツベシ

第三條 地方長官ハ醫師、齒科醫師、藥劑師及看護婦ノ提出シタル各申告書ヲ検査シ誤謬又ハ脱漏アリト認メタルトキハ申告者ヲシテ訂正セシメ又ハ申告者ニ聞質シテ之ヲ訂正スベシ

第四條 地方長官ハ總申告及補充申告ニ依ル申告書ヲ厚生大臣ノ指示スル方法ニ依リ醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦ノ各別ニ編綴シテ醫療關係者職業能力登録簿ト爲スベシ
醫療關係者職業能力登録簿ニ編綴シタル前項ノ各申告書ハ之ヲ登録票ト謂フ
登録票ニハ各醫療關係者職業能力登録簿ニ編綴シタル順序ニ從ヒ番號ヲ附スベシ
異動申告ニ依ル申告書ハ當該登録票ノ次ニ編綴シ之ト同一ノ番號ヲ附スベシ

第五條 地方長官ハ醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦ノ各別ニ醫療關係者職業能力登録簿ノ見出帳ヲ調製シ其ノ氏名、醫療關係者職業能力登録簿記號及登録票番號ヲ記載スベシ
見出帳ハ其ノ記載事項ノ異動アル毎ニ之ヲ訂正シ置クベシ

第六條 地方長官ハ總申告又ハ補充申告ヲ爲シタル者ノ中就業ノ場所ト住所トガ管轄地方廳ヲ異ニスルモノアルトキハ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ氏名及就業ノ場所ヲ通知スベシ

第七條 地方長官ハ異動申告ニ依ル申告書ヲ受理シタルトキハ登録票ノ記載事項中變更ヲ生ジタル事項ヲ朱抹シ登録票ニ其ノ旨ヲ附記スベシ
地方長官就業ノ場所ノ變更ニ依リ管轄地方廳ヲ異ニシタル場合ニ於テ異動申告ニ依ル申告書ヲ受理シタルトキハ前ノ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ登録票ノ送致ヲ請求スベシ
前項ノ請求ヲ受ケタル地方長官ハ遲滞ナク登録票ヲ送致スベシ
地方長官前二項ノ規定ニ依リ登録票ノ送致ヲ受ケタルトキハ第一項及第四條ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ

第八條 地方長官ハ申告令第九條ノ規定ニ依ル申告書ヲ受理シタルトキハ登録票ニ其ノ旨ヲ附記スベシ

前項ノ場合ニ於テハ醫療關係者職業能力登録簿ヨリ之ヲ除キ別ニ保存スベシ但シ申告令第九條第二號又ハ第三號ニ該當スル場合ニ於テ内地ニ住所ト就業ノ場所トヲ有スル者が住所ノミヲ内地以外ノ地域ニ移シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條關係

五三

第九條 地方長官申告令ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル者アルコトヲ醫師法施行規則第六條若ハ第十二條、齒科醫師法施行規則第六條若ハ第十一條、藥劑師法施行規則第六條若ハ第十八條又ハ看護婦規則第九條若ハ第十條第一項後段ノ規定ニ依リ知リタルトキハ登録票ニ其ノ旨ヲ附記シ醫療關係者職業能力登録簿ヨリ之ヲ除クベシ

前項ノ場合ニ於テ住所ト就業ノ場所トガ管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ住所地ヲ管轄スル地方長官ハ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

就業地ヲ管轄スル地方長官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第一項ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ

第十條 地方長官醫師法施行規則第七條、齒科醫師法施行規則第七條、藥劑師法施行規則第七條及看護婦規則第七條ノ規定ニ依リ申告者ノ住所ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度登録票ヲ訂正スベシ

前項ノ場合ニ於テ住所ト就業ノ場所トガ管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ前條第二項ノ例ニ依ルベシ

就業地ヲ管轄スル地方長官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ第一項ノ例ニ依リ之ヲ處理スベシ

第十一條 醫療關係者職業能力申告令施行規則第七條ノ規定ハ本手續ニ之ヲ準用ス

國民職業能力申告令

(昭和十四年一月七日) 勅令 第五號

改正

昭和十五年十月十九日第六百七十三號

昭和十六年六月十八日第七百九號

昭和十六年十月十五日第九百二十一號

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業能力ニ關スル事項ノ申告(以下申告ト稱ス)ハ本令施行地内ニ居住スル年齢十六年以上五十年未滿ノ帝國臣民ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ(以下要申告者ト稱ス)ニ付之ヲ爲

一 本令施行地内ニ於テ引續キ三月以上厚生大臣ノ指定スル職業ニ従事スル者

二 引續キ一年以上前號ノ職業ニ従事シテ其ノ職業ヲ罷メ其ノ職業ヲ罷メタル日ヨリ五年ヲ經過セザル者

三 厚生大臣ノ指定スル大學、專門學校、實業學校其ノ他之ニ準ズベキ各種學校ニ於テ厚生大臣ノ指定スル學科ヲ修メ其ノ學校ヲ卒業シタル者

四 厚生大臣ノ指定スル技能者養成施設ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタル者

五 厚生大臣ノ指定スル検査若ハ試験ニ合格シタル者又ハ厚生大臣ノ指定スル免許ヲ受ケタル者

六 其ノ他厚生大臣ノ指定スル者

第三條 要申告者及前條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ使用スル者(以下使用者ト稱ス)ハ要

第二十一條關係 五五

申告者ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告義務者(以下申告義務者ト稱ス)トス但シ要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 帝國臣民要申告者(第十一條ノ規定ニ該當スル者ヲ除ク)タルニ至リタルトキ又ハ第十一條ノ規定ニ該當スル要申告者ニシテ申告シ居ラザルモノ同條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ左ニ掲グル事項(就業ノ場所一定セザル者ニ付テハ第八號ニ掲グル事項ヲ除ク)ヲ要申告者ガ職業ニ從事スル者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ、其ノ他ノ者ナル場合ニ在リテハ其ノ者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ申告スベシ申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者ガ内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ居住ノ場所ヲ移シタル場合ニ於テ其ノ地域ニ於テ仍要申告者タルトキ亦同シ

- 一 氏 名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本 籍
- 四 居住ノ場所
- 五 兵役關係
- 六 學 歴
- 七 職業ニ従事スル者ニ在リテハ其ノ職業名

(進九) 五二〇

(進十) 六五九

- 八 就業ノ場所(二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所)
 - 九 第二條第一號ノ職業ニ従事シ又ハ從事シタル者ニ在リテハ其ノ職業ノ經歷及技能程度
 - 十 第二條第四號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ修了シタル課程ニ關スル事項
 - 十一 第二條第五號ニ該當スル者ニ在リテハ其ノ受ケタル試験、檢定又ハ免許ニ關スル事項
 - 十二 給料又ハ賃金ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ額
 - 十三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
- 申告義務者前項ノ申告ヲ爲シタル後ニ於テ同項第一號又ハ第三號乃至第十一號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ十四日以内ニ前項ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第五條 厚生大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依ル申告ノ外全部又ハ一部ノ要申告者ニ關シ前條第一項各號ニ掲グル事項ノ全部又ハ一部ニ付申告ヲ命ズルコトヲ得
- 第六條 申告シ居ル要申告者左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ申告スベシ
- 一 要申告者タラザルニ至リタルトキ(第四條第一項後段ノ場合ヲ含マズ)
 - 二 第十一條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
- 前項第二號ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後ニ於テ要申告者第十一條ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ申告義務者ハ十四日以内ニ第四條ノ國民職業指導所長ニ其ノ旨申告スベシ
- 第七條 同一ノ要申告者ニ付其ノ者及其ノ使用者共ニ申告義務者タル場合ニ於ケル申告ハ申告義務者ニ關シ

務者共同シテ之ヲ爲スベシ

第八條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ要申告者ニ就キ技能其ノ他ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 地方長官又ハ國民職業指導所長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告又ハ検査ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ報告ヲ徵スルコトヲ得

第十條 厚生大臣必要アリト認ムル場合ニ於テハ他ノ大臣ニ囑託シテ其ノ所轄スル官衙ノ長ヲシテ前二條ノ規定ニ準ジ検査ニ關スル職權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十一條 本令ハ第六條第二號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍

軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者、醫療關係者職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者、獸醫師等職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者並ニ船員法ノ船員及朝鮮船員令ノ船員ニ關スル申告及職業能力ノ検査ニハ之ヲ適用セズ

(第十) 六六〇

(第十一) 六六一

第十二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

- 一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
- 二 外國旅行中ノ者
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十三條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者及船舶内ニ於テ就業スルノ狀況ニアル者ニ付テハ居住地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十四條 要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第十五條 第二條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者ニ關スル申告ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

厚生大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村長又ハ之ニ準ズベキモノヲシテ前項ノ申告ニ關シ必要ナル事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第十六條 要申告者(第一條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付國民勞務手帳法施行令第一條、同令附則第二項又ハ昭和十六年勅令第七百五號附則第二項ノ規定ニ依リ申請アリタルトキハ第四條

第一項ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

要申告者(第二條第六號ニ該當スル者ヲ除ク)ニ付國民勞務手帳法施行令第十四條、第十六條、第二十條又ハ第二十一條第一項ノ規定ニ依リ報告アリタルトキハ第四條第二項又ハ第六條ノ規定ニ依リ申告アリタルモノト看做ス

第十七條 本令中厚生大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ國民職業指導所長トアルハ朝鮮ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ニ在リテハ樺太廳支廳長、南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トシ國民職業指導所トアルハ朝鮮ニ在リテハ府郡島、臺灣ニ在リテハ市郡(澎湖廳ニ在リテハ廳)、樺太及南洋群島ニ在リテハ南洋廳支廳長トス

第十八條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ於ケル申告及検査ニ關スル規定ハ昭和十四年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令ノ申告ニシテ昭和十四年三月末日前ニ其ノ申告期限ノ到來スルモノハ同日迄ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

附則

本令中第十六條第一項ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令施行規則

(昭和十四年一月十八日) 厚生省令第一號

改正

昭和十五年十月十九日第四十二號、昭和十六年二月一日第二號、昭和十六年六月十八日第二十五號、昭和十六年十月十六日第五十號、昭和十七年十一月一日第五十二號、昭和十七年十一月十八日第五十四號

第一條

國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號ノ職業ニ従事スル要申告者ヲ臨時ニ使用スル者ニシテ左ニ掲グルモノハ令第三條但書ノ規定ニ依リ申告義務者タラザルモノトス但シ要申告者ヲ三十日ヲ超エテ引續キ使用スルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ要申告者ヲ使用スル者

二 使用期限ノ定ナク要申告者ヲ勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用スル者

三 要申告者ヲ日雇入レ使用スル者

第一條ノ二 女子ニシテ令第二條第一號乃至第五號ニ該當スルモノハ同條第六號ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定スル者トシテ要申告者タル場合ヲ除クノ外同條但書ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スコトヲ要セズ

第二條 要申告者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ付爲スベキ申告ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

一 令第十二條第一號及第二號ニ該當スル者

二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者

三 法令ニ因リ拘禁中ノ者

四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ依リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者

第二十一條關係

第三條 令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ別表様式第一號ニ依リ(技能程度ハ別表技能程度申告標準ニ從ヒ)之ヲ爲スベシ

職業能力申告票用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ國民職業指導所長之ヲ交付ス令第四條第一項後段ノ規定ニ依ル申告ハ前ニ申告ヲ爲シタル地ガ朝鮮ナル場合ニ在リテハ府尹、郡守又ハ島司、臺灣ナル場合ニ在リテハ市尹又ハ郡守(澎湖廳ニ在リテハ廳長)、樺太ナル場合ニ在リテハ樺太廳國民職業指導所長、南洋群島ナル場合ニ在リテハ南洋廳支廳長ヨリ交付セラレタル職業能力申告手帳ヲ添ヘテ之ヲ爲スベシ

令第四條第二項及令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ第七條ノ職業能力申告手帳ニ依リ之ヲ爲スベシ

第四條 令第三條ノ使用者其ノ使用スル要申告者(以下被用者ト稱ス)ノ使用ヲ罷メタルトキハ十四日以内ニ別表様式第二號ニ依リ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ被用者ニ付國民勞務手帳法施行令第十五條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第五條 要申告者死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ガ被用者タリシ場合ニ在リテハ之ヲ使用シタル使用者、被用者タラザリシ場合ニ在リテハ其ノ者ト同居ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者十四日以内ニ其ノ旨前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ報告スベシ

要申告者ニ付國民勞務手帳法施行令第二十二條ノ規定ニ依ル報告アリタルトキハ前項ノ規定ニ依ル報告アリタルモノト看做ス

第六條 第三條第三項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七條 國民職業指導所長令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ニ基キ職業能力ニ關スル事項ノ登錄ヲ爲シタルトキハ別表様式第四號ノ職業能力申告手帳ヲ申告義務者ニ交付スベシ

第八條 職業能力申告手帳ノ交付ヲ受ケタル者職業能力申告手帳毀損シ、亡失シ又ハ餘白ナキニ至リタルトキハ事由ヲ具シ前ニ申告ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ再交付ヲ申請スベシ

(第十三) 六三四

(第十三) 六三五

職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ガ被用者ナルトキハ前項ノ申請ハ使用者ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

職業能力申告手帳毀損シ又ハ餘白ナキニ至リタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ職業能力申告手帳ヲ添付スベシ

職業能力申告手帳亡失シタルニ因リ職業能力申告手帳ノ再交付ヲ受ケタル者再交付ヲ受ケタル後元ノ職業能力申告手帳ヲ發見シタルトキハ遲滞ナク再交付ヲ受ケタル國民職業指導所長ニ之ヲ返納スベシ

第九條 令第八條ノ検査ハ被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ健康診斷ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス

第十條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)又ハ國民職業指導所長前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

第十一條 地方長官又ハ國民職業指導所長必要アリト認ムルトキハ職業能力ニ關スル申告又ハ検査ニ付報告ヲ徵スルコトヲ得

第十二條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帯スベシ

第十三條 要申告者ガ國民勞務手帳法ノ規定ニ基キ交付ヲ受ケタル國民勞務手帳ハ之ヲ第七條ノ規定ニ依ル職業能力申告手帳ト看做ス

第十四條 本令ハ昭和十四年一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 附則

第十六條 本令中第十二條ノ規定ハ昭和十六年七月二十一日ヨリ、其ノ他ノ規定ハ同年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 附則

第十八條 本令ハ昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條 第二十一條關係

別表様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)
(表)

職業能力申告票

(記入心得ヲヨク守ルコトノ横線ノ欄ニハ記入シナイコト)

一 氏名及出生	二 本籍	三 居住ノ場所	四 兵隊係役	五 學歷	六 指定ノ技能者養成施設	七 指定ノ検定、試験、免許
道 府 道 市 郡 村 大字 町 區	道 府 道 市 郡 村 大字 町 區	道 府 道 市 郡 村 大字 町 區	(イ) 兵科(部)官等 (ロ) 役種 (ハ) 徴集年 又 任官年	(イ) 小學校 (ロ) 指定ノ學校 (ハ) 其ノ他ノ學校	年修了)	年
年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	不就學 尋中退 尋卒 高卒 青普卒 青本卒	年卒)	年卒)	年卒)
職業名	技能程度	期間	就業ノ場所(名稱)	居住ノ場所		
職業名	技能程度	期間	就業ノ場所(名稱)	就業場	氏名	生年月

(追十三) 六三六

第二十一條關係

八 指 定 職 業 之 歴	九 現 在 従 事 職 業 之 指 定 職 業 之 歴	十 給 料 又 賃 金 日 額	十一 配 偶 者 有 無	十二 現 在 扶 養 者 數
年 月 日	年 月 日	円 銭	有 無	人
年 月 日	年 月 日	円 銭	有 無	人

昭 和 年 月 日 申 告

氏 住 用 者 氏 名 所 在 地

十三 精神又ハ身體ノ障碍ニ因リ勞務ニ堪ヘ難キ者 其ノ狀況

十四 従事ニ關スル希望

内外 地 址

印

職 業	就 業 ノ 場 所
前 技 申 算 檢 査 歴	前 技 申 算 檢 査 歴
現 職	現 職

追十三 六三七

第二十一條關係

番 號	現 職	現技 職能申算檢	前 歷
職 業		職 業 ノ 場 所	
類 歴 及 之 事 柄			
氏 名			
兵 役			
備 考		本 籍	

技 能 程 度			
職 業 ノ 分			
作 業 内 容			
給 料 質 金			
配 偶 者			
扶 養 者 數			
障 碍 希 望			

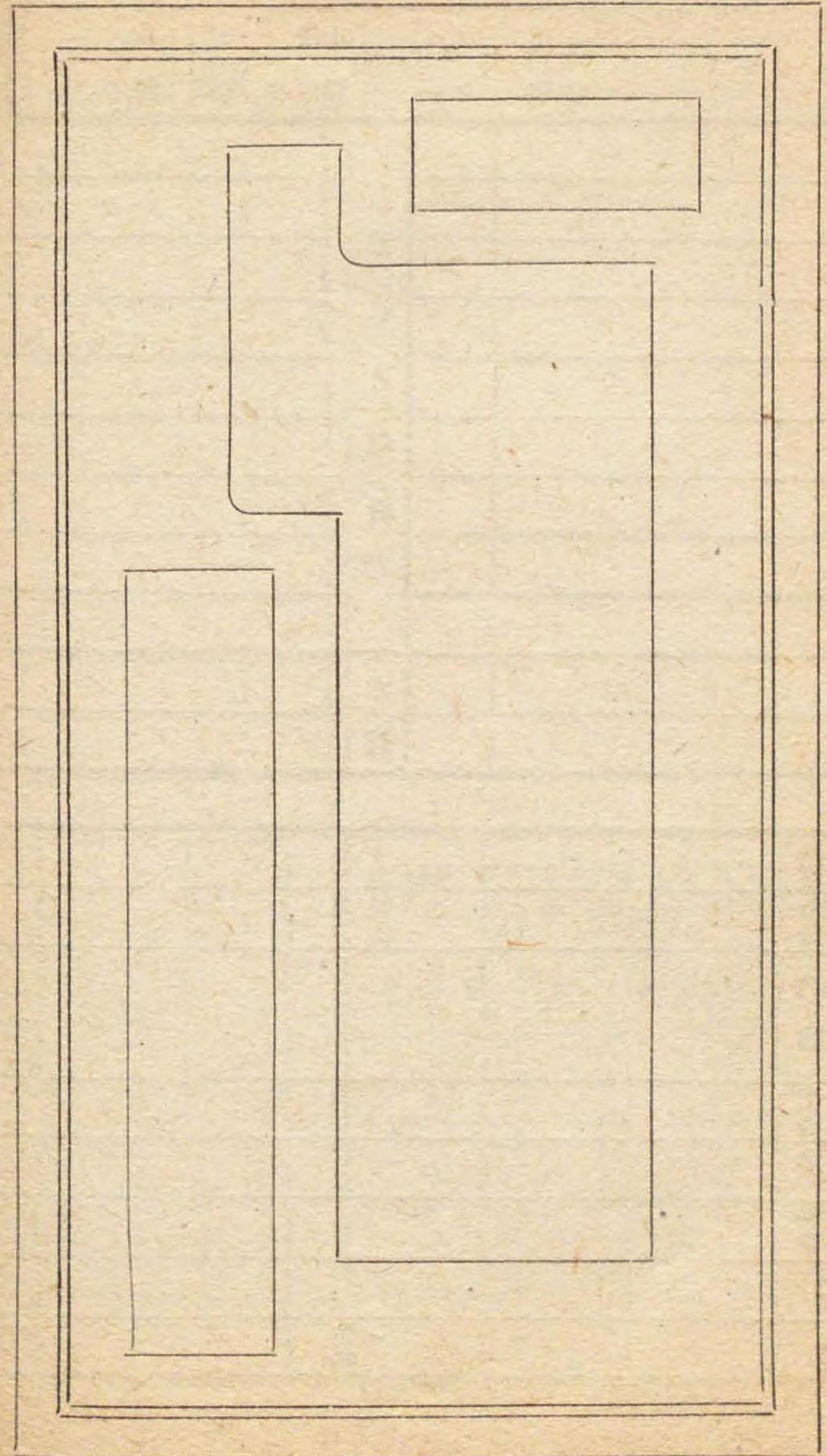
(裏)

前技 歷能申算檢	就 業 場	氏 名	生 年 月
		居 住 ノ 場 所	

所 轄 職 業 所 紹 介	所 轄 職 業 所 紹 介	所 轄 職 業 所 紹 介
受 發	受 發	受 發

別表様式第二號 (大サハ日本標準規格B5トス)
裏紙

六八



道十三
六四〇

表紙

第二十一條關係

職業能力申告手帳

省 生 厚

六九

注意

- 一、此手帳は申告事項に異動のあつた場合の申告又は其の他の報告に必要であるから大切に保管しなければならぬ。
- 二、此手帳は他人に貸與又は譲渡してはならぬ。
- 三、此手帳は丁寧に取扱ひ毀損したり亡失してはならぬ。萬一毀損又は亡失した場合は職業紹介所長に其の事情を述べて再交付を申請することが出来る。但し毀損の場合には毀損した手帳を添えて申請しなければならぬ。
- 四、左の場合には此手帳に其の事項を記入して申告又は報告義務者から申告又は報告しなければならぬ。
 - (イ) 此の手帳記載の事項に異動を生じた場合
 - (ロ) 要申告者が要申告者でなくなつた場合
 - (ハ) 指定の職業に従事する要申告者を使用してゐた使用者が其の者の使用を罷めた場合
 - (ニ) 要申告者が死亡した場合
- 五、記入方法

- (イ) 異動の記事は異動の生じた年月日の順序に記入すること。
- (ロ) 異動の年月日は、例へば昭和十四年十月二十二日ならば、一四、一〇、二二の如く記入すること。
- (ハ) 本籍の記事は、例へば(本籍)東京市品川区上大崎二丁目八〇ノ二の如く記入すること。
- (ニ) 居住の場所の記事は、例へば(居住)東京市京橋區八丁堀一丁目一五〇の如く記入すること。
- (ホ) 學歷の記事は、例へば何々青年學校(本科)(昭和十五年三月卒)、横濱高等工業學校(本科)機械工學科(昭和十五年三月卒)、電氣事業主任技術者第二種(昭和十八年)の如く記入すること。
- (ト)(ヘ) 就業の場所の異動は其の所在地及名稱を記入すること。
×印の欄には記入しないこと。

昭和 年 月 日交付

職業紹介所長

氏名	出生年月日	本籍	居住ノ場所	兵役關係 <small>兵科(部)官等級 服役部隊</small>	役種 <small>徵集年又 ハ任官年</small>	學歷	技能者養成施設 檢定、試験、免許	就業ノ場所 <small>所在地</small>	指定ノ職業名
----	-------	----	-------	--	------------------------------------	----	---------------------	-----------------------------	--------

異動申告欄
(注意ヲヨク讀ミ、申告
又ハ報告ヲ怠ラヌト)

異動ノ年月日	異動記事	本人印	使用者(住所、氏名)印	職業紹介所印
--------	------	-----	-------------	--------

異動ノ年月日	異動記事	本人印	使用者(住所、氏名)印	職業紹介所印
--------	------	-----	-------------	--------

第六頁乃至第十頁ハ第五頁ニ同ジ

別表様式第三號

(用紙ノ大サハ日本標準規格A七ト
シ中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

[面表]

國民職業能力申告
ニ關スル臨檢票

第二十一條關係

[面裏]

第 號 昭和 年 月 日交付

官職	氏名
廳府縣又ハ職 業紹介所印	

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條、第三十一條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

國民職業能力申告令第九條第二項 地方長官又ハ職業紹介所長ハ本令ノ申告又ハ檢査ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ當該官吏ヲシテ工場、事業場其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

國民職業能力申告令施行規則第十一條 當該官吏令第九條第二項ノ規定ニ依リ臨檢スル場合ニハ別表様式第三號ノ證票ヲ携帶スベシ

第二十一條關係

(別表) 技能程度申告標準

機械検査工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - *二 検査品ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト
 - 三 検査スル機械全體ノ機能ガワカツテキルコト
 - 四 各部分品ニ必要ナ物理的性質ト化學的性質トヲ知ツテキルコト
 - 五 検査用具ノ考案ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - *二 検査用機械器具ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
 - 三 検査品ノ用途ガ略ワカツテキルコト
 - 四 特殊金屬材料ノ種類ノ見分ガ出來ルコト
 - 五 普通機械ノ金屬材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ検査用具ノ取扱ダケシカ出來ナイ者又ハ選別検査ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

レンズ検査工

〔二級〕 次ノ三ツノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - *二 光學機械ノガラス部品ノ良否決定ノ基準ヲ立テルコトガ出來ルコト
 - *三 ガラス材料ノ屈折率、レンズ曲面度、プリズム角度等ノ精密ナ検査ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇スル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
 - 二 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ一般レンズ又ハプリズムノ研磨程度、焦點距離、異心率、角度、寸法等ノ検査ガ出來ルコト
 - 三 検査法及検査ノ基準ガ與ヘラレテ各種レンズノ收差ノ検査ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

採炭工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

第二十一條關係

- 一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 二 採炭作業ニ従事シ發破作業ガ出來ルコト
 - 三 採炭作業ニ従事シ支柱作業ガ出來ルコト
 - 四 採炭作業ニ従事シ切炭機又ハ穿孔機ノ使用ガ出來ルコト
- 〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 採炭ノ手傳ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

炭坑支柱夫

- 〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 坑内ノ安全ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 二 取枿作業ガ出來ルコト
 - 三 捲立枿作業ガ出來ルコト
 - 四 坑道枿作業ガ出來ルコト
 - 五 充填(パッキング)作業ガ出來ルコト
- 〔二級〕 一級ニ達シナイ者

採 鑛 夫

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 小型鑿岩機ノ使用ガ出來且發破及支柱作業ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
 - 二 大型鑿岩機ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
 - 三 石目ノ見分ガ完全ニ出來ルコト
- 〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 手掘ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

鑛山支柱夫

- 〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 堅坑支柱作業ガ完全ニ出來ルコト
 - 二 補助支柱ヲ必要トスル箇處ノ發見ガ出來ルコト
 - 三 普通坑道ノ支柱作業ノ段取ガ出來且工數見積ガ出來ルコト
- 〔二級〕 一級ニ達シナイ者

機械選鑛夫

- 〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 破碎機及篩別機ノ運轉及調節ニ熟練シテキルコト
 - 二 磨鑛機又ハ分級機ノ操作ニ熟練シ且磨鑛ノ良否ノ見分ガ完全ニ出來ルコト
 - 三 浮選油、試藥等ノ加減、鑛液濃度ノ測定、アルカリ度ノ測定等ガ出來且浮選ノ良否ノ見

分ガ完全ニ出來ルコト

四、ジツガー選鑛機、テーブル選鑛機、磁氣選別機等ニ依ル選鑛作業ニ熟練シテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

製 銑 工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト

二 原料ノ良否ノ見分ガ出來且配合ガ略出來ルコト

三 突發事故ニ對シテ適當ナ處置ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト

二 炉況ニ依リ出銑ノ調節ガ略出來ルコト

三 出銑時ニ於ケル開口及閉止作業ニ熟練シテキルコト

四 熱風炉ノ操作ニ從事シガスノ處理操作ガ完全ニ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 粉鑛ノ燒結作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

製 鋼 工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ判斷シ適當ナ處置ガ出來ルコト

二 出鋼前ノ試料検査ガ出來ルコト

三 ガスノ良否ノ見分ガ出來且適當ナ處理ガ出來ルコト

四 突發事故ニ對シ適當ナ處置ガ出來ルコト

五 轉炉ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ炉内材質ノ變化ノ判定ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 炉況ヲ見テ出鋼時ノ判斷ガ略出來ルコト

二 炉ノ故障ノ判定ガ略出來ルコト

三 原料ノ良否ノ見分ガ略出來ルコト

四 造塊作業ニ於テ湯ノ溫度、鋼質及鑄型ノ種類ニ應ジ湯ノ注入方法ノ加減ガ完全ニ出來ルコト

五 造塊作業ニ於テ鑄型引拔時ノ判斷ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 苦灰石、石灰石等ノ焙燒作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

非鐵金屬製鍊工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

第二十一條關係

- 一 焙燒程度ノ判定及調節ガ出來ルコト
 - 二 燒結機ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト
 - 三 揮發炉又ハ蒸溜炉ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト
 - 四 熔鑪炉又ハ鍊鍍炉ノ羽口操作ガ出來ルコト
 - 五 反射炉ノ操作ニ從事シ炉況ニ依リ原料及燒料ノ調節ガ出來ルコト
 - 六 電氣炉ノ操作ニ從事シ其ノ調整ガ出來ルコト
 - 七 轉炉ノ操作ニ從事シ火焰ニ依リ炉内材質ノ判定ガ出來ルコト
 - 八 濕式製鍊作業ニ從事シ浸出又ハ濾過ノ調整ガ出來ルコト
 - 九 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ淨液ノ調整ガ出來ルコト
 - 一〇 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ電解又ハ沈澱ノ調整ガ出來ルコト
 - 一一、原料、製品、半製品等ノ焙融炉ノ操作ニ從事シ炉況ノ判定ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 ポット燒結及團鑪ノ作業ガ出來ルコト
 - 二 熔鑪炉、揮發蒸溜炉、反射炉又ハ鍊鍍炉ノ操作ニ從事シ床前作業ガ出來ルコト
 - 三 原料、製品、半製品等ノ熔融炉ノ操作ニ從事シ炉前作業ガ出來ルコト
 - 四 濕式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業ニ從事シ浸出又ハ淨液ノ操作ガ略出來ルコト

- 五 濕式製鍊ノ作業ニ從事シ磨鑪、濃泥又ハ濾過ノ操作ガ略出來ルコト
 - 六 原料、製品、半製品等ノ乾燥炉ノ操作ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 金屬熔融工**
- 〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 配合スル地金ノ種類ニ依リ熔融順序ヲ知ツテキルコト
 - 二 熔融最高溫度、熔劑投入溫度及鑄造溫度ヲ知ツテキルコト
 - 三 目測ニ依リ熔融金屬ノ量及溫度ノ判定ガ出來ルコト
 - 四 熔融爐ノ修理ニツイテ指揮ガ完全ニ出來ルコト
 - 五 合金ノ配合量ノ計算ガ出來ルコト

- 〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 目測ニ依リ熔融金屬ノ溫度ノ判定ガ出來ルコト
 - 二 熔融炉ノ部分的修理及大型トリベノ修理ガ出來ルコト
 - 三 古地金ノ種類ノ見分ガ略出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

操 炉 工

〔二級〕 次ノ事項中四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 必要ニ應ジテ炉内温度ノ調節又ハ還元焰及酸化焰ノ調節ガ完全ニ出來ルコト
 - 二 各種材料ノ加工可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
 - 三 各種燃料ノ性質及ソレガ加熱材料ニ及ボス影響ヲ知ツテキルコト
 - 四 炉材ノ耐火性質ノ判定ガ出來ルコト
 - 五 擔當スル電氣炉ノ構造ヲ知り且附屬ノ電氣機械器具及設備ノ取扱ニ熟練シテキルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- 一 目測ニ依リ炉内温度ノ判定ガ出來ルコト
 - 二 炉内温度測定器具ノ使用ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 材料ノ裝入又ハ取出ノ作業ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

壓延伸張工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 壓延、伸張、引拔、押出等ノ作業ニ熟練シテキルコト
- 二 各種製品ノ仕様及規格ヲ知ツテキルコト
 - 三 各種材料ノ壓延又ハ伸張ノ遞減率ヲ知ツテキルコト

- 四 各種材料ノ壓延可能温度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
- 五 ロール、ダイス等ノ機械要部ノ研磨及手直ガ出來ルコト
- 六 製線作業ニ從事シ抗張力二〇〇呎平方糎以上ノ鋼線又ハ徑〇・三耗以下ノ鋼線ノ伸張ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 擔當スル機械ノ取扱ガ完全ニ出來ルコト
- 二 機械ノ簡單ナ研磨及手直ガ出來ルコト
 - 三 熱處理、酸洗等ノ工程ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 四 計尺、測徑、測温等ニ必要ナ器具類ノ取扱ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 特定ノ矯正用機械ノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鑄物工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計五ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
- *二 木型ノ作り方ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
- *三 鑄物ノ不良ヲ知り適當ナ處置ノ決定ガ出來ルコト

第二十一條關係

- 四 圖面ヲ見テ大型鑄物ノ作業段取ヲ決定シ且心金、底板等ノ考案ガ出來ルコト
 - 五 品物ノ用途、材質及大キサニ應ジテ砂ノ配合ガ出來ルコト
 - 六 大型鑄物ノ鑄込所要量ノ計算ガ出來ルコト
 - 七 大型鑄物又ハ複雑ナ薄物ノ鑄込溫度ノ判定ガ出來且鑄込ノ指揮ガ出來ルコト
 - 八 木型ヲ見テ鑄物ノ工數見積ガ出來ルコト
 - 九 湯ノ熔融法ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
 - 一〇 製品ノ用途ニ應ジテ適當ナ地金ノ選定ガ出來ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 簡單ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 鑄物ノ不良ニツイテ原因ノ判定ガ略出來ルコト
 - 三 中型鑄物ノ木型ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來ルコト
 - 四 複雑ナ生型ノ製作ガ出來ルコト
 - 五 複雑ナ中子ノ製作ガ出來ルコト
 - 六 複雑ナ機械込作業ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- (備考) 砂落、ハツリ又ハ簡單ナ小型中子ノ製作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

鍛

工

- 〔一級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 加工中ノ鍛工品ニツイテ所要寸法ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト
 - *二 加工中ノ鍛工品ノ不良箇所ヲ發見シ其ノ處置ノ決定ガ出來ルコト
 - 三 圖面又ハ見本ニ依リ材料及工數ノ見積ガ出來ルコト
 - 四 五人以上ノ共同作業ヲ必要トスル大物鍛冶ノ指揮ガ出來ルコト
 - 五 大物鍛冶ニ必要ナ工具及當型ノ考案ガ出來ルコト
 - 六 特殊ノ材料ニツイテ其ノ溫度ト性質變化ノ關係ヲ知り加熱中又ハ加工中ノ材料ノ取扱ニツイテ指揮ガ正確ニ出來ルコト
 - 七 材質ニ惡影響ヲ殘サズニ加工ノ出來ル溫度ノ範圍ヲ知ツテキルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 目測ニ依リ普通材料ノ溫度ノ判定ガ出來ルコト
 - 二 先手二人ノ指揮ガ出來ルコト
 - 三 材質ノ見積ガ略出來ルコト
 - 四 擔當スル範圍ノ鍛冶仕事ノ段取ガ出來ルコト
 - 五 機械槌ノ操縦ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 先手ダケシツカ出来ナイ者ハ三級トスルコト

熱 處 理 工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 各種金屬材料(炭素鋼、合金鋼、輕合金、銅合金)ノ中一種ニツイテ製品ノ用途ニ應ジ必
要ナ熱處理ガ出来ルコト

二 滲炭又ハ窒化作業ニ伴フ各種ノ操作ガ出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 溫度計ニ依リ炉内溫度ノ調節ガ正確ニ出来ルコト

*二 鑪デ熱處理品ノ硬度ノ判定ガ出来ルコト

三 簡單ナ普通鋼品ニツイテ特定ノ熱處理ガ出来ルコト

四 適當ナ指圖ヲ受ケテ特殊鋼品ノ熱處理ガ出来ルコト

五 熱處理後ノ歪取作業ガ出来ルコト

六 滲炭箱ニ品物ヲ正シク詰メルコトガ出来ルコト

七 加熱炉ノ操作ガ出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 四面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク加工ガ出来ルコト

二 工數見積ガ出来ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 割出(管ノ分岐)及曲物(エビ)ノ作業ガ出来ルコト

五 ハンダ附及鐵附ノ作業ニ熟練シテキルコト

六 厚板(厚サ三耗以上)ノ型出ガ完全ニ出来ルコト

〔三級〕 次ノ事項中*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ガヨメ且簡單ナ作業ノ段取ガ出来ルコト

二 板取作業ガ出来ルコト

三 薄板ノ型出作業ガ出来ルコト

四 手作業デ絞り作業ガ出来ルコト

五 ハンダ附作業ニ熟練シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

金屬プレス工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

第二十一條關係

*一 複雑な作業ニツイテ型準備段取が出来ルコト

二 複雑な圖面ガヨメルコト

三 工數見積ガ出來ルコト

四 數種ノプレスニツイテ拔型、曲型及絞型ノ使用ガ出來ルコト

五 プレスノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 擔當スルプレスニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

二 簡單ナ型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三 簡單ナ圖面ガヨメルコト

四 簡單ナ作業ニツイテ型ノ準備ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 自動プレスノ操作ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

銅 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 複雑ナ管曲作業ガ出來ルコト

三 不規則ナ品物ノ展開圖ガカケルコト

四 配管ノ系統圖ヲ理解シ工事ノ段取ガ出來ルコト

五 各種鐵附作業ニ熟練シテキルコト

六 フランヂ取附作業ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ管曲作業ガ出來ルコト

三 針金デ管ノ曲型ヲトルコトガ出來ルコト

四 簡單ナ配管工事ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

鋸 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 圖面ト加工物トニ應ジテ段取ヨク野書ガ出來ルコト

三 材料ニ缺陷ガアル場合製品ノ機能ニ應ジテ適當ナ處置ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

*二 擔當スル範圍ノ野書ガ出來ルコト

三 型板(テンプレート)等ヲ用ヒテ簡單ナ野書ガ出來ルコト

四 製品ノ用途ヲ略理解シテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

施 盤 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ 日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後

ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)

以上ニ加工ガ出來ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ 公差正負百

分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ 公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ 適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

六 大型旋盤作業ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル旋盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級

嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ 公差正負百分ノ五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公

差正負百分ノ六・五耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正

負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ 公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部

分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 各種ネヂノ製作ガ出來ルコト

六 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

七 高級双物、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

第二十一條關係

タレット工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 作業上必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 指定サレタ加工方式ノ理解ガ容易ニ出來ルコト

三 タレット旋盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來且調整ガ出來ルコト

五 使用工具ノ考案ガ出來ルコト

六 精密度ノ高イ製品ノ多量生産ガ出來ルコト

七 自動又ハ半自動旋盤ノ作業指導ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 擔當スルタレット旋盤ニツイテ各種作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

二 日本標準規格三級嵌合(品物)ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法

五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタル部分品ノ製作ガ容易ニ

出來ルコト

三 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

四 高級双物、イクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

(備考) 精密度ノ低イボルトナット等ノ多量生産ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

中グリ工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他三項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

二 數種類ノ中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 中グリ盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 内パス及外パスヲ用ヒ合セ物仕上ヲ日本標準規格三級嵌合(品物)ノ仕上寸法五〇耗前後

ナラバ公差正負百分ノ二・五耗仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ三・五耗程度ノ仕

上)以上ニ加工ガ出來ルコト

五 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物)ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百

分ノ一・二耗仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタル部分

品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

六 大型中グリ盤(シャフトボリリング)ニツイテ取附及加工段取ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔三級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

第二十一條關係

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル中グリ盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 荒削濟ノ製品ニ對シ中削及仕上削合計四回以下ノ加工デ合セ物仕上ヲ日本標準規格四級嵌合(品物ノ仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ六耗仕上寸法百耗前後ナラバ公差正負百分ノ八耗程度ノ仕上)以上ニ加工ガ出來ルコト

四 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法一〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 使用双物ノ研磨ガ出來ルコト

六 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

研 磨 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト

*二 數種類ノ研磨盤(手ニ依ル工具研磨専用ノモノヲ除ク)ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出來ルコト

三 研磨盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

五 各種砥石車ノ硬度又ハ粒度ト工作物トノ關係ヲ理解シ研磨速度ト送りノ加減ガ出來ルコト

六 工數見積ガ出來ルコト

七 ラツピング仕上作業ガ出來ルコト

八 特殊高級工具ノ研磨ガ出來ルコト

九 ネチ研磨盤又ハ齒車研磨盤ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕

*一 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*二 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*三 マイクロメータヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

第二十一條關係

- 四 砥上盤(ホーニング盤)作業が出来ルコト
 - 五 普通工具ノ研磨が出来ルコト
 - 六 マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

ボール盤工

- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業が出来ルコト
 - *二 數種類ノボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
 - 三 ボール盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見が出来ルコト
 - 四 工數見積が出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取が出来ルコト
 - *二 擔當スルボール盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク出来ルコト
 - 三 タップ下孔ヲアケルコトが出来ルコト
 - 四 錐ノ研磨が出来ルコト
 - 五 高級工具、マイクロメータ、ジグ、ゲージ類ノ使用法ヲ知テ居ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

平削工

- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 圖面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業が出来ルコト
 - *二 數種類ノ平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出来ルコト
 - 三 平削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見が出来ルコト
 - 四 大型平削盤ニツイテ取附及加工段取が出来ルコト
 - 五 工數見積が出来ルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取が出来ルコト
 - *二 擔當スル平削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出来ルコト
 - 三 使用双物ノ研磨が出来ルコト
 - 四 高級双物、精密測定器具類ノ使用法ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

形削工

- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- *二 形削盤又ハ堅削盤ノ數種類ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 形削盤又ハ堅削盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
- 四 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 簡單ナ圓面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
- *二 擔當スル形削盤又ハ堅削盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 使用又物ノ研磨ガ出來ルコト
- 四 高級又物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

フライスエ

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- *二 堅型及横型ヲ含メテ三種以上ノフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 フライス盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト
- 四 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格二級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百

分ノ〇・九耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・二耗程度ノ仕上)ヲ適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

- 五 工數見積ガ出來ルコト
- 六 割出臺(インデックス)作業ニ熟練シテキルコト
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他ノ一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 簡單ナ圓面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト
- *二 擔當スルフライス盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト
- 三 限界ゲージヲ用ヒ日本標準規格三級嵌合(品物ノ仕上寸法二〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ二・五耗仕上寸法五〇耗前後ナラバ公差正負百分ノ一・五耗程度ノ仕上)適用シタ部分品ノ製作ガ容易ニ出來ルコト

四 高級又物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

齒切

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 圓面ト加工物トニ應ジテ各種ノ作業段取及加工作業ガ出來ルコト
- *二 二種以上ノ齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 齒切盤ノ不具合及製品ノ不良ヲ知り其ノ原因ノ發見ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

五 與ヘラレタ齒切作業ノ計算表ヲ理解シ且其ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメ且擔當スル範圍ノ作業段取ガ出來ルコト

*二 擔當スル齒切盤ニツイテ各種ノ加工作業ガ能率ヨク正確ニ出來ルコト

三 シングルカツタヲ用ヒテ齒切加工ガ出來ルコト

四 高級双物、マイクロメータ、ゲージ類ノ使用法ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

工具仕上工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 圖面ニ依リ現圖引ガ出來ルコト

三 加工材料ノ性質ト工作機械ノ種類トニ應ジテ工具ノ材質ヲ選定シ且形狀ノ考案ガ出來ルコト

コト

四 圖面ヲ見テ必要ナゲージ、ジグ又ハ仕上工具ノ考案ガ出來ルコト

五 加工材料ノ形狀、性質及プレスノ種類ニ應ジテ適當ナ金型ノ考案ガ出來ルコト

六 現圖ニ依リゲージノ製作ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡易ナ圖面ガヨメルコト

二 特定機械ニ使フ工具金型等ノ製作ガ出來ルコト

三 簡單ナ心出及野書ガ出來ルコト

四 細目鑢ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

五 指圖ヲ受ケテゲージ並双物類ノ製作ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

仕上工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

三 各種ノ作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

四 工數見積ガ出來ルコト

五 バランシング作業が出来ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

*二 普通ノ摺合作業が出来ルコト

三 使用工具ノ適否ノ判定が出来ルコト

四 タガネノ使用ガ完全ニ出来ルコト

五 鐵及普通合金ノ性質ヲ略知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

電機組立工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

*二 各種電氣機械器具ノ使用法ヲ知ツテキルコト

三 複雑ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

四 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

五 各種電氣機械器具ノ使用ニツイテ必要ナ考案及改良が出来ルコト

六 工數見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

*一 擔當スル範圍ノ電氣機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

*二 簡單ナ電氣機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

電氣通信機組立工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 保安上必要ナ電氣知識ヲモツテキルコト

二 複雑ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

三 複雑ナ電氣結線圖ノ理解ガ完全ニ出来ルコト

四 工數見積が出来ルコト

〔二級〕 次ノ二ツノ能力ヲ有スル者

*一 擔當スル範圍ノ電氣通信用機械器具ニツイテ其ノ使用法ヲ知ツテキルコト

*二 簡單ナ電氣通信用機械器具ノ組立、補正及修理が出来ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

精密組立工

〔二級〕 一般精密機械器具ノ組立ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇ト

スル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

二 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

三 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

四 機械ニ缺陷ガアル場合其ノ調整スベキ要點ノ指摘ガ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

光學機械ノ組立ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメ又ハガラス部品ノ清拭作業ガ完全ニ出來ルコト

二 各種光學機械ニ對スル調整段取ガ出來ルコト

三 精密ナ補正ニ必要ナ工具ノ選擇ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト

四 焦點ガラス、プリズム及接眼鏡等ノ調整ガ正確ニ出來ルコト

五 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

三 タガネ及鑿ノ使用ガ完全ニ出來ルコト

四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト

五 特定ノ機械ニツイテ其ノ調整ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

機械組立工

〔一級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 機械器具ノ組立及調整ガ出來ルコト

三 各種作業ニツイテ必要ナ工具ノ考案ガ出來ルコト

四 高級ナ摺合作業ガ出來ルコト

五 大型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト

六 軸中心線ノ調整ガ出來ルコト

七 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

*二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

- 三 タガネ及鑿ノ使用ガ完全ニ出來ルコト
 - 四 普通ノ摺合作業ガ出來ルコト
 - 五 小型機械ノ補正及修理ガ出來ルコト
 - 六 大型機械ニツイテ部分的補正及修理ガ出來ルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

航空機組立工

- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 作業段取及工數見積ガ出來ルコト
 - 三 機體全體ノ調整ニ熟練シテキルコト
 - 四 發動機ノ操作ニツイテ充分ナ知識ヲモツテキルコト
 - 五 操縱裝置ノ調整ニ熟練シテキルコト
 - 六 取附計器ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
- 〔三級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
 - *二 使用工具ノ適否ノ判定ガ出來ルコト

- 三 普通ノ材料ニツイテ必要ナ知識ヲモツテキルコト
 - 四 板金作業ガ出來ルコト
 - 五 各部分ノ組立及調整ノ要領ヲ知ツテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

自動車工

- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 複雑ナ圖面ガヨメルコト
 - *二 自動車全體ノ構造及機能ヲ理解シテキルコト
 - 三 工數見積ガ出來ルコト
 - 四 自動車發動機ノ調整ニ熟練シテキルコト
 - 五 自動車各部分ノ摺合及調整ガ出來ルコト
 - 六 自動車運轉者免許證ヲモツテキル者ト同等以上ノ運轉技能ヲモツテキルコト
 - 七 各種自動車ノ車室儀裝ガ完全ニ出來ルコト
 - 八 各種儀裝材料ノ品質ノ識別ガ出來ルコト
- 〔三級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 組立作業ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト

- 二 自動車各部分ノ構造及機能ヲ略知ツテキルコト
- 三 自動車ノ特定部分ノ分解及調整ガ出來ルコト
- 四 車室ノ特定箇所ノ儀裝ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

儀 裝 工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 關聯スル各種ノ圖面ガヨメルコト
- *二 擔當スル範圍ニツイテ各種裝置ノ關係ヲ知ツテキルコト
- 三 工數見積ガ出來ルコト
- 四 擔當スル範圍ニツイテ作業進捗程度ノ判斷ガ正確ニ出來ルコト
- 五 軸系中心調及据附ノ指揮ガ出來ルコト
- 六 主機械又ハ補機械ノ据附、運轉及調整ノ指揮ガ出來ルコト
- 七 擔當スル範圍ニツイテ造船儀裝ニ必要ナ現圖展開ガ出來ルコト
- 八 數種類ノ兵器ニツイテ完全ナ据附ガ出來ルコト
- 九 艦船内ノ電氣器具ノ据附及調整ガ出來ルコト
- 一〇 艦船内ノ各種電氣機械ノ結線及運轉ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 擔當スル範圍ノ儀裝ニ必要ナ程度ニ圖面ガヨメルコト
- 二 擔當スル範圍ノ儀裝ノ段取ガ出來ルコト
- 三 補機械ノ運轉及調整ガ出來ルコト
- 四 各種管裝置ノ締附ガ出來ルコト
- 五 擔當スル兵器ノ据附ガ出來ルコト
- 六 艦船内ノ電路敷設及電氣器具ノ結線ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

卷 線 工

〔二級〕 コイルノ卷キ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 複雑ナ仕様書ガワカルコト
 - *二 計器ニ依リ銅線ノ太サ、被覆ノ厚サ等ノ測定ガ出來ルコト
 - 三 コイルノ用途ニ精通シテキルコト
 - 四 卷型ノ適否ノ判定ガ出來ルコト
- コイルノ納メ方ニ從事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以

上ノ能力ヲ有スル者

- *一 電氣的知識ガアリコイル巻及絶縁工程ノ一般ニツイテ理解シテキルコト
- *二 複雑ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
- 三 工數見積ガ出來ルコト
- 四 計器ニ依リ接續ノ良否、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト
- 五 コイルノ接合用材料ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト
- 六 巻線用銅材料ノ加工工程ニ精通シテキルコト
- 七 製品ノワニス處理及乾燥ガ出來ルコト
- 八 廻轉子ノバラシング作業ガ出來ルコト
- 九 コイル及絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト
- 一〇 絶縁物及ワニスノ性質ヲ理解シテキルコト
- 〔二級〕 コイルノ巻キ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計
二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 仕様書ガワカルコト
- 二 銅線ノ被覆ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 三 銅線ノ接合ニツイテ知識ガアリ且接合ノ良否ノ見分ガ出來ルコト

コイルノ納メ方ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- *一 簡單ナ圖面ガヨメ且仕様書ガワカルコト
- *二 コイルノ接合部ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 三 鐵心、整流子等ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 四 コイルノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 五 廻轉子ノバインド材料ノ良否ノ見分ガ出來ルコト
- 六 絶縁物及ワニスノ取扱ニ精通シテキルコト
- 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 絶縁工
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計四ツ以上ノ能力ヲ有スル者
- *一 複雑ナ仕様書ガワカルコト
- *二 製品ノ用途ニ精通シテキルコト
- 三 計器ニ依リワニスノ比重、絶縁抵抗及絶縁耐力ノ測定ガ出來ルコト
- 四 各種絶縁物及ワニスノ性質ニ精通シ且其ノ取扱ガ出來ルコト
- 五 各種絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

六 各種絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト
七 ワニスノ處理及乾燥ガ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 仕様書ガワカルコト

二 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ取扱ガ出來ルコト

三 擔當スル範圍ノ絶縁物ノ乾濕程度ノ見分ガ出來ルコト

四 擔當スル範圍ノ絶縁物及ワニスノ優劣ノ見分ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

目盛工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 圖面ヲ見テ精密計器類ノ目盛方法ノ法定ガ出來ルコト

二 機械的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

三 化學的操作ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

四 手作業ニ依リ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕 機械的、化學的又ハ手作業ニ依ル目盛作業ニ従事スル者ニツイテハ次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 精密度ノ低イ計器ニツイテ指圖ヲ受ケズニ目盛ガ出來ルコト

二 割出方法、使用工具等ニツイテ指圖ヲ受ケ精密目盛ガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

合板工

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 原板作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

二 膠着作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

三 仕上作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

四 乾燥作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

五 選別作業ニ熟練シ且關聯スル他ノ工程ニツイテ理解シテキルコト

〔三級〕 一級ニ達シナイ者

木型工

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 複雑ナ圖面ガヨメルコト

*二 鑄造ノ作業工程全般ニツイテ概略ノ知識ヲモツテキルコト

三 現圖引ガ出來且木取ガ出來ルコト

四 圖面ヲ見テ作業段取ノ決定ガ出來且工數見積ガ出來ルコト

五 現場合セ木型ノ製作ガ出來ルコト
〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他一項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

〔*一〕 簡單ナ圖面ガヨメルコト
〔*二〕 圖面又ハ現圖ニ依リ普通木型ノ製作ガ出來ルコト

三 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

四 木材ノ歪ノ方向ヲ考ヘテ木型ノ製作ガ出來ルコト

五 簡單ナ機械部分品ノ見取圖及スケッチガ出來ルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者
(備考) 木型ノ塗裝ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

六 船尾軸管リゲナムバイタ作業ガ出來ルコト

木

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

〔*一〕 圖面ガヨメルコト

二 工數見積ガ出來ルコト

三 簡單ナモノノ設計ガ出來ルコト

四 木材ノ性質ヲ判斷シ木取及墨附ガ正確ニ出來ルコト

〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

*一 簡單ナ圖面ガヨメルコト

二 簡單ナ現圖ガカケルコト

三 圖面又ハ現圖ニ依リ墨附ガ出來ルコト

四 木工機械ノ取扱ガ出來ルコト

五 普通取扱フ木材ニツイテ其ノ材質ノ判定ガ出來且其ノ用途ヲ知ツテキルコト

〔三級〕 二級ニ達シナイ者
光學ガラスエ

〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者

一 中央プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

二 五角プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

三 距離プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

四 伸光レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

五 屋根形プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

六 反射鏡ノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト

- 七 特殊對物レンズ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 八 六〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 九 大型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 一〇 精密ナ角度ヲ要スルプリズムノバルサム作業ガ出來ルコト
 - 〔二級〕 次ノ事項中一ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - 一 直徑三〇耗以上ノ普通對物レンズ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 二 三〇耗以上ノプリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 三 特殊接眼レンズノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 四 小型窓プリズムノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 五 水準器ガラスノ荒摺作業、研磨作業又ハ心取作業ガ正確ニ出來ルコト
 - 六 プリズム及精度ノ高イレレンズノバルサム作業ガ出來ルコト
 - 〔三級〕 二級ニ達シナイ者
- 有線電信通信士**
- 〔二級〕 音響通信デ一分間八五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者
 - 〔二級〕 音響通信デ一分間七五字以上ノ發受信ガ完全ニ出來ル者
 - 〔三級〕 二級ニ達シナイ者

製圖手 (備考) 自動通信又ハ印刷機通信ダケシカ出來ナイ者ハ三級トスルコト

- 〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - 一 條件ヲ與ヘラレテ簡單ナ設計ガ出來ルコト
 - 二 複雑ナ製圖ガ出來ルコト
 - 三 見取圖ガカケルコト
 - 四 精密ナ圖面ノトレースガ明確ニ出來ルコト
 - 〔二級〕 一級ニ達シナイ者
- (備考) 寫圖ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト
- 起重機運轉士**
- 〔二級〕 次ノ事項中*印ハ必須他二項ヲ選擇トスル合計三ツ以上ノ能力ヲ有スル者
 - *一 起重機ノ運轉ガ完全ニ出來ルコト
 - 二 起重機ノ構造ヲ知ツテキルコト
 - 三 起重機ノ故障ノ原因ヲ知り且其ノ修繕及調整方法ノ判斷ガ出來ルコト
 - 四 取扱フ品物ヲ見テ其ノ重サノ判斷ガ出來ルコト
 - 五 揚重用補助用具ノ使ヒ方ヲ知ツテキルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

メツキ工

〔二級〕 次ノ事項中二ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 メツキ操作ニ必要ナ準備段取ガ出來ルコト
- 二 擔當スルメツキ原液ノ作り方ヲ知ツテキルコト
- 三 熱式メツキニツイテ材料熔融爐ノ溫度ノ調節ガ出來ルコト
- 四 指圖ヲ受ケズニ電氣熱式又ハ乾式ノメツキガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) メツキ操作ノ前後ノ研磨作業ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

塗 装 工

〔二級〕 次ノ事項中三ツ以上ノ能力ヲ有スル者

- 一 普通ニ用ヒル數種類ノ塗料ニツイテ其ノ性質、用途及色合ヲ知ツテキルコト
- 二 材料ノ配合方法ヲ知ツテキルコト
- 三 手塗、吹附又ハ焼附ニ熟練シテキルコト
- 四 各種塗裝用工具ノ使用ニ熟練シテキルコト
- 五 工數見積ガ出來ルコト

〔二級〕 一級ニ達シナイ者

(備考) 下塗ダケシカ出來ナイ者ハ二級トスルコト

潜 水 夫

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且四〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔二級〕 海難救助作業、解鐵作業又ハ各種土木作業ノ經驗ガアリ且二〇米以上ノ潜水ガ出來ル者

〔三級〕 二級ニ達シナイ者

國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ

特例ニ關スル件

昭 和 十 四 年 二 月 十 八 日	閣 令	大 陸 軍 省	陸 軍 省	海 軍 省	通 信 省	鐵 道 省	厚 生 省
	第 一 號	令	令	令	令	令	令

改正 昭和十五年十二月二十九日共同省令第一號、昭和十六年二月第一號、昭和十六年六月十八日第二號

第一條 國民職業能力申告令（以下令ト稱ス）第二條ノ要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳（以下指定官廳ト稱ス）ニ使用セラル、モノ（以下官廳被用者ト稱ス）ハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ハ之ヲ申告セザルコトヲ得令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告（以下一般申告ト稱ス）ヲ爲シタル後ニ於テ同條同項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ亦同ジ

第二條 官廳被用者ノ申告ハ當該指定官廳ヲ經由シ當該指定官廳所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ 但シ指定官廳所屬ノ支所、支局、分工場其ノ他之ニ準ズルモノ（以下支所ト稱ス）ニ勤務スル官廳被用者ノ申告ハ當該支所ヲ經由シ當該支所所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スヲ妨ゲズ

(追七) 一九二二

(追七) 一九三三

通信官署ノ官廳被用者ニシテ電氣通信技術者、有線電信通信士、無線電信通信士、通信電路工又ハ通信電機工ニ從事シ又ハ從事シタルモノノ申告ハ所轄遞信局ヲ經由シ當該遞信局所在地ノ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

第三條 指定官廳又ハ其ノ支所一般申告ノ經由ニ當リテハ令第四條第一項第七號及第八號ニ掲グル事項竝ニ第九號前段ノ者ノ技能程度ヲ當該職業能力申告票ニ記入スベシ

第四條 官廳被用者ノ職業能力申告手帳ハ令第四條第二項又ハ同第六條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲ス場合ノ外申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所之ヲ保管ス

職業能力申告手帳ヲ所持スル要申告者官廳被用者トナリタルトキハ遲滯ナク其ノ職業能力申告手帳ヲ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ニ提出スベシ

指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ保管ニ係ル當該職業能力申告手帳ニ使用ヲ罷メタル旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ要申告者ガ仍官廳被用者ナルトキハ新ニ其ノ者ヲ使用スル指定官廳又ハ其ノ支所ニ移管シ官廳被用者タラザルトキハ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

第五條 官廳被用者一般申告ヲ爲シタル後ニ於テ令第四條第一項第四號又ハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキ又ハ死亡シタルトキハ申告ノ經由ニ當ル指定官廳又ハ其ノ支所ハ其ノ旨當該職業能力申告手帳ニ記入シ所轄國民職業指導所長ニ之ヲ通知スベシ 指定官廳又ハ其ノ支所官廳被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ其ノ旨所轄國民職業指導所長ニ通知

第二十一條關係

スベシ

第六條 本令ハ臨時ニ使用セラル、官廳被用者ニシテ左ニ掲グルモノニハ之ヲ適用セズ但シ三十日ヲ超エテ使用引續キセラル、ニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 三十日以内ノ期間ヲ定メテ使用セラル、者
- 二 使用期間ノ定ナク勞務供給契約ニ基キ又ハ試ニ使用セラル、者
- 三 日日雇入レ使用セラル、者

第七條 國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ付昭和十六年勅令第七百五號第七條又ハ第九條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル異動ノ通知又ハ令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第八條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第二項ノ規定ニ依ル通知アリタルモノト看做シ昭和十六年勅令第七百五號第十一條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ第五條第一項ノ規定ニ依ル死亡ノ通知アリタルモノト看做ス

第八條 第三條ノ規定ハ國民勞務手帳法第一條ノ從業者タル官廳被用者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民職業能力申告令第二條第一號ノ指定職業

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第五號)

改正 昭和十五年十一月十三日第三百五十四號 昭和十六年七月十四日第三百號

- 一 採炭、選炭、採鑛、選鑛、採油又ハ探擴ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
鑛山技術者
- 二 金屬ノ製練、合金、熱處理又ハ其ノ他ノ冶金ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
冶金技術者
- 三 電動機、發電機、變壓器等ノ電氣機械器具、電氣計器、電氣照明用機械器具、電線若ハ電纜ノ製作、取附、修繕若ハ取扱又ハ發變電若ハ送配電ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣技術者
- 四 有線電信電話機、無線電信電話機(放送用ヲ含ム)、電視裝置、電寫裝置、電氣信號機等ノ電氣通信用機械器具ノ製作、取附、修繕又ハ取扱ニ關スル技術ニ從事シ又其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ
電氣通信技術者
- 五 陸、舶及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、車輛、自動車、起重機若ハ其ノ他ノ機械器具ノ製作、修繕若ハ取扱、鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ製作若ハ修繕又
機械技術者

第二十一條關係

ハ金屬ノ壓延、鑄造、鍛造等ノ加工ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

六 航空機ノ機體又ハプロペラノ製作ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ(航空機用原動機製作ニ從事スルモノヲ除ク)

七 造船ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

八 有機化學、無機化學、電氣化學、高壓化學等ノ化學ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

九 セメント、ガラス、陶磁器、耐火煉瓦又ハ其ノ他ノ窯業ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一〇 製材、木工品ノ製造又ハ機械類ノ木部ノ製造若ハ修繕ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一一 道路、橋梁、鐵塔、港灣、河川、砂防、鐵道、軌道、隧道、索道、上下水道又ハ其ノ他ノ土木ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一二 建築ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

一三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ關スル技術ニ從事シ又ハ其ノ指導監督ニ從事スルヲ業トスルモノ

航空機技術者

造船技術者

化學技術者

窯業技術者

木工技術者

土木技術者

建築技術者

氣象技術者

(追八) 六一二

ニ從事スルヲ業トスルモノ

一四 航空士、航空機操縦士、航空機機關士ヲ業トスルモノ

一五 金屬材料ノ物理的試験作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一六 物理的又ハ化學的ノ實驗作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一七 陸、船及航空機用ノ原動機、工作機械、鑛山用機械、冶金用機械、化學用機械、計器、光學機械、精密機械、兵器、艦船、車輛、航空機、自動車、起重機、其ノ他ノ機械器具、電氣機械器具電氣計器、電氣通信用機械器具又ハ鐵塔、橋梁等ノ構造物ノ部分品、半製品又ハ製品ノ検査作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

一八 レンズ、プリズム、レベル等ノ光學ガラスノ検査作業ニ従業スルヲ業トスルモノ

一九 原動機、機關、ポンプ又ハ其ノ他ノ機械ノ試運轉作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

二〇 化學分析作業ニ從事スルヲ業トスルモノ

二一 石炭又ハ亞炭ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)

航空機塔乘員

金屬試驗工

實驗工

機械検査工

レンズ検査工

試運轉工

分析工

採炭夫

- 二二 炭坑坑内ニ於テ主トシテ石炭又ハ亞炭ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運炭ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二三 炭坑坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二四 炭坑又ハ亞炭坑ニ於テ機械ニ依ル石炭ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二五 鑛物ノ採掘又ハ探鑛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(手掘夫、發破係夫及鑿岩夫ヲ含ム)
- 二六 鑛山坑内ニ於テ支柱作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 二七 鑛山坑内ニ於テ主トシテ鑛物ノ運搬作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(坑内ノ軌道夫ヲ含ミ坑外ノ運鑛ノミニ従事スルモノヲ除ク)
- 二八 鑛山ニ於テ機械ニ依ル鑛物ノ選別作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(大割夫ヲ含ム)
- 二九 石油山ニ於テ鑿井又ハ汲油ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三〇 銑鐵又ハフエロアロイノ製鍊作業(熱風爐操作ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三一 鋼ノ製鍊作業(造塊及焙燒ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三二 非鐵金屬ノ濕式製鍊、乾式製鍊又ハ電氣精鍊ノ作業(造塊作業ヲ含ム)ニ

- 從事スルヲ業トスルモノ
- 三三 鑛物用又ハ合金用ノ金屬熔融作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三四 金屬加熱爐ノ操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三五 金屬ノ箔、線、棒、管、條、板又ハタイヤノ製造ノ爲機械ニ依ル金屬ノ壓延、伸張、引拔、押出等ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三六 鐵、鋼又ハ其ノ他ノ金屬ノ鑄造作業(ダイカスト鑄造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 三七 鍛冶又ハ鍛造ノ作業(プレスニ依ル火造作業ヲ含ミ且農具鍛冶、金具鍛冶、車鍛冶及双物製造鍛冶ヲ除ク)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三八 金屬ノ燒入、燒鈍、燒辰、燒準、滲炭、窒化等ノ熱處理作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 三九 現圖展開作業又ハ型板取(現圖木型作)作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四〇 船體用鋼材ノ撓曲又ハ成形ノ作業(機械ニ依ル厚板ノ撓曲作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ
- 四一 鋌燒、當盤、鋌打等ノ絞鋌作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四二 コーキング又ハ水油防材挿入ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

- 四三 電氣又ハガスニ依ル金屬ノ熔接又ハ燒切ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四四 汽罐、水槽、煙突、復水器等ノ鋼板類製品ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四五 剪斷機ニ依ル金屬切斷作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四六 造船ニ於テ現圖木型ニ依ル野書又ハ鋼材ノ現場取附組立ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(船臺大工ヲ含ム)
- 四七 主トシテ手作業ニ依ル金屬薄板ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(ブリキ職及銅打物職ヲ含ム)
- 四八 主トシテプレスニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 四九 主トシテ艦船用ノ金屬板及管ノ加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五〇 金屬管ノ加工取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(鉛工ヲ含ム)
- 五一 鐵材又ハ鋼材ノ加工組立作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第四〇號乃至第五〇號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 五二 金屬加工ノ爲野書及心出ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五三 普通旋盤、工具旋盤、卓上旋盤、多數バイト旋盤、模寫旋盤、正面旋盤、
- 四八 金屬プレス工
- 四九 銅工
- 五〇 配管工
- 五一 鐵工
- 五二 野書工
- 五三 旋盤工

- 五四 タレット旋盤、自動旋盤又ハ半自動旋盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五五 中グリ盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五六 研磨盤、ラップ盤、艶出盤又ハ砥上盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五七 ボール盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五八 平削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五九 形削盤又ハ堅削盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六〇 フライス盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六一 齒切盤ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六二 工作機械ニ依ル金屬加工作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(第五三號乃至第六一號ニ屬スルモノヲ除ク)
- 六三 切削工具、剪斷工具、セリダシ工具、ゲージ、ジグ、金型、計測器類(度量衡法ニ依ラザルモノ)、ネヂ切削用補助工具、其ノ他ノ工具、鑢、鋸又ハ刃物ノ仕上、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 五四 タレット工
- 五五 中グリ工
- 五六 研磨工
- 五七 ボール盤工
- 五八 平削工
- 五九 形削工
- 六〇 フライス工
- 六一 齒切工
- 六二 特殊機械工
- 六三 工具仕上工

- 六四 主トシテ鑄、タガネ等ノ手道具ニ依ル金屬品ノ仕上作業(簡單ナ部分品ノ組立作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六五 電動機、其ノ他ノ電氣機械器具又ハ電氣計器ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六六 電氣通信用機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六七 度量衡器、理學的機械器具、機械的計測器(時計ヲ含ム)、兵器、光學機械器具又ハ其ノ他ノ精密機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六八 原動機、工作機械又ハ其ノ他ノ機械器具ノ仕上、組立、調整、据附又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 六九 航空機ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七〇 自動車ノ仕上、組立、鑄裝、調整又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七一 艦船ノ鑄裝作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

(追八) 六一三

- 七二 電線又ハ電纜ノ被覆、鍍裝又ハ被鉛ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七三 金屬ノ撚線又ハ合線ノ製造作業(鋼索製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七四 電線コイルノ巻線作業(手巻作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七五 電氣裝置及器具ノ絶縁被覆作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七六 手作業、機械作業又ハ化學作用ニ依ル目盛作業(文字書作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七七 機械ニ依ル製材又ハ製板ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七八 合板ノ製造作業(薄板製造及薄板膠着ノ作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 七九 鑄物用木型ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八〇 艦船、航空機、車輛又ハ其ノ他ノ機械器具ノ木部ノ製造作業(墨附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ(家具職、建具職及指物職ヲ除ク)
- 八一 木造船ノ建造作業(短艇製造作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八二 硫酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ
- 八三 鹽酸製造ノ化學工程ニ従事スルヲ業トスルモノ

八四 硝酸製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 硝酸工

八五 炭酸ソーダ、苛性ソーダ、金屬ソーダ其ノ他ノソーダ鹽又ハカリ鹽ノ製
造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ ソーダ工

八六 水素、酸素、炭酸ガス、亞硫酸ガス、鹽素ガス、鹽化メチレン、鹽化メ
チル等ノ液化ガス又ハ壓縮ガスノ製造作業(原料ガス發生作業ヲ含ム)ニ從事
スルヲ業トスルモノ 壓縮ガス工

八七 合成法ニ依ルアンモニア製造ノ化學工程(原料ガス發生及觸媒製造ノ作
業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ アンモニア合成
工

八八 カーバイト製造用電氣爐ノ操作ニ從事スルヲ業トスルモノ カーバイト電爐工

八九 アルミナ製造ノ化學工程(水晶石製造作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスル
モノ(アルミニウム精鍊ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク) アルミナ製造工

九〇 石炭乾溜ニ依ル石炭ガス、コークス又ハタールノ製造作業(石炭ノ低溫
乾溜作業ヲ含ム)ニ從事スルヲ業トスルモノ 石炭乾溜工

九一 發生爐ガス又ハ水性ガスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ ガス發生炉工

九二 タールノ分溜、精製等ノ方法ニ依ルベンゾール、トルオール、キシロー
ル、ナフタリン、石炭酸等ノ化學製品ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
タール分溜工

(追八) 六一四

(追八) 六一五

九三 染料製造工場ニ於テタール染料又ハ其ノ中間體ノ製造ノ化學工程ニ從事
スルヲ業トスルモノ 染料工

九四 人造石油製造ノ化學工程ニ從事スルヲ業トスルモノ 人造石油工

九五 石油ノ蒸溜、分解、精製又ハ洗滌ノ作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 石油工

九六 動植物油脂ノ抽出、精製、分解、鹼化又ハ硬化ノ作業ニ從事スルヲ業ト
スルモノ 油脂工

九七 ゴム原料ノ配合、混合等ノ精鍊作業(再生ゴム製造作業ヲ含ム)又ハタイヤ、
ゴム靴、ゴム底足袋若ハゴム引防水布ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ
ゴム工

九八 セルロイド、醋酸纖維素又ハ纖維素エーテルノ製造ノ化學工程ニ從事ス
ルヲ業トスルモノ セルロイド工

九九 製紙用又ハ人絹用ノパルプ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ パルプ工

一〇〇 人造絹絲、人造短纖維又ハセロファンノ製造ノ化學工程ニ從事スルヲ
業トスルモノ(漂白及洗滌ノ作業ニ從事スルモノヲ除ク) 人絹工

一〇一 顔料、ボイル油又ハワニスノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ 顔料塗料工

一〇二 火藥類又ハ化學兵器ノ製造作業ニ從事スルヲ業トスルモノ(マツチ製
造作業ニ從事スルモノヲ除ク) 火藥工

- 一〇三 彈ノ火藥又ハ火工兵器ノ加工、裝填又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
火工
- 一〇四 炭素電極ノ製造作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電極工
- 一〇五 蓄電池、濕電池又ハ乾電池ノ製造又ハ修繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ(光電池製造作業ニ従事スルモノヲ除ク)
電池工
- 一〇六 セメント、陶磁器、煉瓦、瑛瑯品等ノ焼成又ハ焼附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
焼成工
- 一〇七 金屬又ハガラスノ熔融用ルツボノ製造又ハ修理ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
ルツボ工
- 一〇八 光學ガラス、鋼ガラス、硬質ガラス、フィルター、安全ガラス等ノ特殊ガラスノ製造作業(ガラスノ熱處理作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
特殊ガラス工
- 一〇九 レンズ、プリズム、レベル、反射鏡、船舶信號用ガラス等ノ光學ガラスノ荒摺、研磨、心取等ノ作業又ハバルサム作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
光學ガラス工
- 一一〇 蒸汽機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
蒸汽機關車運轉士
- 一一一 内燃機關車(ディーゼル動車及ガソリン動車ヲ含ム)ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(助手ヲ含ム)
内燃機關車運轉士
- 一一二 電車又ハ電氣機關車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
電車運轉士

(連八) 六一六

- 一一三 自動車ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ
自動車運轉手
- 一一四 飛行場ニ於テ航空機及其ノ附屬品ノ點檢、分解、調整、補修、手入、裝備、試運轉、格納、飛行準備、滑走ノ補助等ノ地上勤務作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
航空機整備員
- 一一五 有線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
有線電信通信士
- 一一六 無線電信ノ發受信操作ニ従事スルヲ業トスルモノ
無線電信通信士
- 一一七 發動機ヲ有スル二十噸以上三十噸未満ノ漁船ノ操縦又ハ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ(船員手帳又ハ海技免狀ヲ有スル者ヲ除ク)
漁船運轉手
- 一一八 製圖又ハ寫圖ノ技術的作業(設計ノ補助作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ
製圖手
- 一一九 作業企劃、作業研究又ハ單價若ハ原價ノ計算ノ技術的業務ニ従事スルヲ業トスルモノ
企劃手
- 一二〇 電氣通信電線路(空中線ヲ含ム)ノ建設、保繕又ハ屋内配線工事ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
通信電路工
- 一二一 電氣通信機械器具ノ設備又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
通信電機工
- 一二二 電線架設、電路敷設、保線、屋内配線工事又ハ送配電ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ
電力電路工

ルヲ業トスルモノ

一二三 電気機械ノ据附又ハ運轉ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二四 汽罐ノ罐焚又ハ取扱ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二五 原動機、機關、ポンプ又ハ機械ノ運轉又ハ保繕ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二六 起重機ノ運轉ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二七 熔鑛爐、平爐、熔融爐、加熱爐、窯業用窯、其ノ他ノ工業用爐窯又ハ

汽罐煉瓦積部分ノ築造又ハ修築ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二八 保温材取附作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一二九 メツキ、ボンデライト、パークライデング、メタニウム又ハセラダイスノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三〇 塗料ニ依ル塗装、吹附又ハ焼附ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三一 帆、索具、防舷物等ノ船具ノ製造、修繕又ハ取附ノ作業(錨及鎖ノ取附作業ヲ含ム)ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三二 装蹄ノ作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三三 氣象觀測又ハ其ノ他ノ氣象業務ニ従事スルヲ業トスルモノ

一四四

電力電機工

汽罐士

機械運轉工

起重機運轉工

築炉工

保温工

メツキ工

塗装工

綱具工

製蹄師

氣象手

(追八) 六一八

(追五) 五四五

一三四 潜水服ヲ着用シテ行フ水中作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三五 家屋建築ニ於ケル大作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三六 セメント塗、モルタル塗又ハ漆喰塗等ノ左官作業ニ従事スルヲ業トスルモノ

一三七 足場架又ハ鐵骨組立其ノ他高所ニ於ケル取付工事等ノ鳶仕事ニ従事スルヲ業トスルモノ

潜水夫

家屋大工

左官

鳶職

國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學校

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第六號)

大學

- 一 大學ノ工學部及理工學部
- 二 旅順工科大学
- 三 早稻田大學文學部
- 四 拓殖大學

專門學校

- 一 工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 二 朝鮮及臺灣ノ工業及鑛業ニ關スル專門學校
- 三 南滿洲工業專門學校
- 四 農林業ニ關スル專門學校
- 五 外國語ニ關スル專門學校
- 六 拓殖大學專門部

實業學校

(四五) 五四六

一 工業學校(大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム) 並朝鮮及臺灣ノ工業學校(大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノヲ含ム)ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ

(一) 尋常小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ五年以上トスルモノ

(二) 高等小學校卒業程度ヲ入學資格トスルモノニシテ修業年限ヲ三年(夜間授業ノモノニ在リテハ四年)以上トスルモノ

(三) 前二號ト同等以上ノモノ

(四) 工業學校規程第十一條ノ二又ハ臺灣公立工業學校規則第四條ノ規定ニ依リ設ケタル第二部

二 大連工業學校

三 撫順工業學校

各種學校

一 工業學校ニ準ズベキ私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ

第二十一條關係

國民職業能力申告令第二條第三號ノ指定學科

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第七號)

大學

- 一 機械工學科 (北海道帝國大學工學部第三部類ヲ含ム)
- 二 船舶工學科 (造船學科ヲ含ム)
- 三 航空學科
- 四 造兵學科
- 五 電氣工學科 (北海道帝國大學工學部第四部類ヲ含ム)
- 六 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、染料化學科及電氣化學科ヲ含ム)
- 七 採鑛冶金學科 (鑛山及冶金學科、採鑛學科、冶金學科、金屬工學科、應用金屬學科及北海道帝國大學工學部第二部類甲ヲ含ム)
- 八 火藥學科
- 九 燃料化學科 (北海道帝國大學工學部第二部類乙ヲ含ム)
- 一〇 土木工學科
- 一一 建築學科
- 一二 窯業科

一三 文學科 (早稻田大學文學部文學科ニ於テ露西亞語ヲ第二外國語トシテ修ムル者ニ限ル)

一四 拓殖科

一五 商科 (一及五乃至七ノ學科ノ中早稻田大學ノ工業經營分科ハ之ヲ除キ二四及一五ノ學科ニ付テハ拓殖大學ニ於テ露西亞語又ハ西班牙語ヲ修ムル者ニ限ル)

專門學校 (專門學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ三年以上トスルモノヲ含ム)

- 一 造機工學科 (精密機械科、機械科、鑛機科及鑛山機械科ヲ含ム)
- 二 造船工學科
- 三 航空工學科
- 四 電氣工學科 (電氣科ヲ含ム)
- 五 應用化學科 (電氣化學科及製藥化學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金學科 (採鑛學科、鑛山工學科、鑛山學科、冶金學科、冶金工學科及採炭工學科ヲ含ム)
- 七 燃料學科

第二十一條關係

- 八 窯業科
- 九 土木工學科
- 一〇 建築學科
- 一一 農藝化學科
- 一二 露語部 (拓殖大學專門部ニ於テ露西亞語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
- 一三 西語部 (拓殖大學專門部ニ於テ西班牙語ヲ必修科目トスル者ヲ含ム)
- 一四 蒙古語部

工業學校 (大正十年文部省令第五號二種以上ノ實業學校ノ學科ヲ置ク學校ニ關スル規程第一條又ハ大正十一年朝鮮總督府令第九號實業學校規程第四條ノ規定ニ依リ設ケタル實業學校ニシテ工業學校ノ學科ヲ置クモノ竝專門學校及實業學校ニ非ザル私立學校ニシテ中學校卒業程度ヲ入學資格トシ且修業年限ヲ一年以上三年未滿トスルモノ竝之ト同等ノモノヲ含ム)

- 一 機械科 (機械工學科、精密機械科、精密機械工作科、計器科、原動機科、採鑛機械科、電氣機械科、電氣科、電氣機械工作科、機械電氣科、化學機械科其ノ他機械科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 二 造船科
- 三 航空科 (機體製作科及航空機關科ヲ含ム)
- 四 電氣科

- 五 應用化學科 (工業化學科、化學工業科、電氣化學科其ノ他應用化學科ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 六 採鑛冶金科 (採鑛科及冶金科、鑄工冶金科、鍛工冶金科其ノ他之ニ準ズベキ學科ヲ含ム)
- 七 土木建築科 (土木科、建築科ヲ含ム)
- 八 窯業科 (陶器科、製陶科ヲ含ム)
- 九 塗工科 (家具塗工科ヲ含ム)

國民職業能力申告令第二條第四號ノ指定技能者養成施設

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第八號)

- 一 國立又ハ公立ノ機械工養成施設ニシテ中學校卒業程度ヲ入所資格トシ修業年限ヲ一年以上トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 二 國立ノ通信有技者養成施設ニシテ高等小學校卒業程度ヲ入所資格トスルモノ又ハ之ト同等以上ノモノ
- 三 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後ノ修了者ニ限ル)

國民職業能力申告令第二條第五號ノ指定檢定、試驗

及免許

(昭和十四年一月十八日
厚生省告示第九號)

改正 昭和十六年四月四日第三百三十號 昭和十六年八月四日第三百二十二號

- 一 實業學校卒業程度檢定規程ニ依ル工業學校卒業程度ノ檢定
- 二 航空法第十六條ノ規定ニ依ル考査
- 三 電氣事業主任技術者資格檢定規則ニ依ル電氣事業主任技術者ノ資格檢定
- 四 瓦斯事業法施行規則第四十五條ノ規定ニ依ル詮衡
- 五 銃砲火藥類取締法施行細則第四條又ハ第六條ノ二ノ規定ニ依ル詮衡
- 六 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條ノ規定ニ依ル詮衡
- 七 無線通信士資格檢定規則ニ依ル無線通信士ノ檢定
- 八 汽罐取締令ニ依ル汽罐士免許
- 九 裝蹄師試驗規則ニ依ル試驗
- 一〇 自動車取締令ニ依ル自動車運轉ノ免許
- 一一 電氣工事人取締規則ニ依ル電氣工事人ノ免許
- 一二 電話規則第四十條ノ規定ニ依ル資格認定
- 一三 機械技術者檢定令ニ依ル檢定

第二十一條關係

國民職業能力申告令第十四條ノ指定官廳

一五四

(昭和十四年二月十八日
厚生省告示第二十四號)

改正 昭和十五年五月十二日第百十一號 昭和十六年五月二十九日第百三十八號 昭和十七年六月二十三日第四百號

內閣關係

- 一 內閣印刷局
- 二 中央航空研究所

大藏省關係

- 一 各地方專賣局

- 二 專賣局板橋製作所

- 三 專賣局中央研究所

- 四 造幣局

陸軍省關係

- 一 陸軍航空廠

- 二 陸軍航空工廠

- 三 陸軍兵器廠

- 四 陸軍運輸部

- 五 陸軍衛生材料廠

- 六 陸軍被服廠

- 七 陸軍糧秣廠

- 八 陸軍製絨廠

- 九 各師團ノ兵器部及經理部

海軍省關係

- 一 各海軍工廠

- 二 海軍航空技術廠

- 三 各海軍火藥廠

- 四 各海軍技術研究所

- 五 各海軍燃料廠

(追十一) 一〇五〇

六 各海軍港務部

遞信省關係

- 一 遞信省

- 二 無線電信講習所

- 三 貯金局

- 四 電氣廳

- 五 電氣試驗所

- 六 海務院

- 七 船舶試驗所

- 八 各海員養成所

- 九 航空局

- 一〇 各航空機乘員養成所

- 一一 各遞信局

- 一二 各海務局

- 一三 各通信官署

- 一四 各船員職業紹介所

- 一五 各海員審判所

鐵道省關係

- 一 鐵道省

- 二 國際觀光局

- 三 鐵道調查部

- 四 各鐵道局

(追十一) 一〇五一

國民登録事務取扱規程

(昭和十四年一月十八日
厚生省訓令第一號)

改正 昭和十五年十月十九日厚生省訓令第九號

第一章 總 則

第二章 一般 申告

第三章 異 動 申告

第四章 失 格 申告

第五章 解用報告及死亡報告

第六章 職業能力申告手帳ノ作製

附 則

第一章 總 則

第一條 國民登録ニ關スル事務ニ從事スル職員ハ國民職業能力ノ申告又ハ検査ニ關スル法令、通牒等ニ通曉シ事務取扱上過誤ナキヲ期スベシ

第二條 職員ハ申告義務者ニシテ遲滯ナク申告ヲ爲サシムル爲常ニ查察ヲ怠ルベカラズ

第三條 職員ハ登録事務ニ付知り得タル事項ヲ漏洩スベカラズ仍登録カード、諸帳簿、諸統計表等ハ秘ノ扱ト爲シ之ヲ嚴重ニ保管スベシ

(追十一) 一〇五二

(追五) 五四九

第四條 職員ハ要申告者又ハ申告義務者其ノ他ノ者ト應接スル場合ハ特ニ懇切ヲ旨トスベシ

第五條 要申告者、申告義務者、其ノ他ノ者ニ對スル通知、照會、揭示其ノ他ノ文書ハ成ルベク平易ナル文體ヲ用ヒ必要アルトキハ振假名ヲ施シ又ハ註釋ヲ加フル等適宜ノ方法ヲ講ジ記載事項ヲ諒解スルニ便ナラシムベシ

第六條 職業能力申告票(以下申告票ト稱ス)又ハ職業能力申告手帳(以下申告手帳ト稱ス)ニ依ル申告、報告又ハ其ノ他ノ申請ニシテ其ノ記載事項ニ輕微ナル誤謬アル場合ニ於テ其ノ誤謬ガ直ニ訂正シ得ベキモノナルトキハ便宜之ヲ訂正スベシ

第二章 一般申告

第七條 一般申告(令第四條第一項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ記載事項ヲ仔細ニ審査シ誤謬等ナキトキハ之ニ檢印ヲ押捺シ申告票ヲ其ノ儘登録カードトシテ之ヲ保管スベシ記載事項ニ記載洩、不明ノ箇所又ハ甚シキ誤記アルトキハ申告票ヲ申告義務者ニ返戻シ、再提出ヲ求め、汚損シタル申告票ハ之ヲ淨寫シ、其ノ旨備考欄ニ記載シ汚損シタル申告票ハ別ニ之ヲ保管スベシ

第八條 登録カードノ兩面ノ見出部各欄ニハ左記ノ要領ニ依リ所定事項ヲ記入スベシ
一 番號欄ニハ國民職業指導所ノ略稱、年數字及各指導所毎ニ受付順ニ依リ通シ番號(毎年一月一日ヲ以テ更新スルコト)ヲ附スルコト

例 福岡國民職業指導所 福岡 (14) 一、〇〇五

第二十一條關係

- 二 現職欄ニハ申告票九ノ(イ)ノ職業名ヲ記入スルコト
- 三 現職技能欄中「申」ノ箇所ニハ申告票九ノ(ハ)ノ技能程度ヲ記入スルコト
- 四 前歴欄ニハ申告票八ノ職業名中一年以上ノ經歷アルモノヲ摘記スルコト
- 五 前歴技能欄中「申」ノ箇所ニハ前號ノ職業ニ付申告票八ノ技能程度ヲ摘記スルコト
- 六 就業場欄ニハ申告票九ノ(ト)ノ就業ノ場所ノ名稱及就業場臺帳記載ノ該當番號ヲ記入スルコト、名稱ハ成ルベク事務ニ支障ナキ程度ニ略記スルコト
- 七 氏名欄ニハ申告票一ノ氏名ヲ記入スルコト
- 八 生年月欄ニハ申告票一ノ年月(日ヲ除ク)ヲ記入スルコト但シ年號ハ「明治」ハ「明」「大正」ハ「大」「昭和」ハ「昭」ト略記スルコト

第九條 規則第七條ノ規定ニ依リ交付スル申告手帳ハ要申告者ガ被用者ナル場合ハ之ヲ使用者ニ渡スベシ

使用者被用者ノ使用ヲ罷メタルトキハ國民職業指導所長ハ使用者ヲシテ當該申告手帳ニ其ノ旨及使用ヲ罷メタル年月日ヲ記入シ記名捺印ノ上要申告者ニ之ヲ交付セシムベシ
前項ノ場合使用者正當ノ事由ナクシテ申告手帳ヲ要申告者ニ交付セザルトキハ國民職業指導所長ハ當該申告手帳ノ返還ヲ命ジ要申告者ニ之ヲ交付スベシ

(通五) 五五〇

(通五) 五五一

第十條 登録カードハ左ノ順位ニ之ヲカード函ニ格納スベシ

一 現職者

- 現ニ職業ニ従事スル者ノ中指定職業以外ノ職業ニ従事スル者ニシテ前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルトキハ其ノ配列中ニ含メルコト
- イ 就業場別ニ就業場所所在地(郡、市、區)毎ニ配列スルコト
- ロ 就業場名ノ頭字ノ五十音順ニ配列スルコト
- ハ 指定職業ノ順位ニ配列スルコト
- ニ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- ホ 自營業者ハ被用者ト區別シ就業場ノ所在地別、指定職業別及氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

二 前歴者

- 指定職業ノ前歴ヲ有スル者ノ中現ニ指定職業ニ従事スル者ハ現職者ニ含メルコト
 - イ 居住地別ニ配列スルコト
 - ロ 指定職業別ニ配列スルコト
 - ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト
- 三 學校卒業者

第二十一條關係

學校卒業者ニシテ現職者又ハ前歴者ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 指定學科別ノ順位ニ配列スルコト

ロ 學校程度別及學校別ニ配列スルコト

ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

四 技能者養成施設修了者

技能者養成施設修了者ニシテ現職者、前歴者、又ハ學校卒業生ニ該當スル者ハ其ノ配列中ニ

含メルコト

イ 指定養成施設別ニ配列スルコト

ロ 修了科目別ニ依リ成ルベク指定職業別ノ順位ニ配列スルコト

ハ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

五 檢定、試験又ハ免許者

檢定、試験又ハ免許者ニシテ現職者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者ニ該當ス

ル者ハ其ノ配列中ニ含メルコト

イ 指定ノ檢定、試験又ハ免許別ノ順位ニ配列スルコト

ロ 氏名ノ五十音順ニ配列スルコト

第十一條 一般申告アリタル場合ニ於テ異動申告ヲ爲スベキモノト認メラルルトキハ申告義務者

(追五) 五五二

ニ對シ異動申告ヲ爲スベキ旨注意ヲ與フベシ

第三章 異動申告

第十二條 異動申告(令第四條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ直ニ登録カードノ

異動欄ニ之ヲ登録シタル上其ノ欄及申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日

附ヲ記入シ、登録カード及申告手帳ノ從前ノ該當記事ニ(圓)印ヲ押捺シ申告手帳ヲ申告義務者

(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙必要アルトキハ配列ヲ變更シ其ノ月ノ統

計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シゲナル」ヲ附スルコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録サレタル要申告者ニ付テハ其ノ申告ニ基キ附表様式第一號ノ假

登録票ニ手帳記載ノ通番號、氏名、假登録事項ヲ假登録シ、正副二通ヲ作製シタル上正票及

申告手帳ノ該當欄ニ國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、申告手帳ノ從前ノ該當

記事ニ(圓)印ヲ押捺シ手帳ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト前段

ノ副票ヲ要申告者ヲ前ニ登録シタル國民職業指導所ニ送付シ登録カードノ廻送ヲ求メ其ノ廻

送ヲ受ケタルトキハ正票ニ基キ登録カード所定ノ異動欄ニ登録シタル上登録カード及正票ニ

國民職業指導所印ヲ以テ契印シ、日附ヲ記入シ、登録カードノ從前ノ該當記事ニ(圓)印ヲ押捺

第二十一條關係

(追五) 五五三

シ適當ナル配列ヲ爲シ其ノ月ノ統計ヲ作製シ了ル迄其ノ登録カードニハ「シグナル」ヲ附スル
コト尙假登録票(正票)ハ之ヲ一括保管スルコト

第十三條 前條第二號ニ依リ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ送
付ヲ受ケタル假登録票(副票)ニ登録カードノ記載事項中統計上必要ナル事項ヲ轉記シタル上速
ニ登録カードヲ廻送シ假登録票(副票)ハ之ヲ一括保管スベシ

第十四條 異動申告(令第六條第二項ノ規定ニ依ル申告)アリタルトキハ登録カード及申告手帳ニ
付左ノ通取扱フベシ

一 當該國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ登録カードノ表面右肩ノ「令第十
一條該當」印ヲ抹消シ、日附ヲ記入シ之ヲ第十條ノ規定ニ依ル配列中ニ含メルコト尙申告手
帳ハ之ヲ申告義務者(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト

二 他ノ國民職業指導所ニ登録セラレタル要申告者ニ付テハ第十二條第二號ニ依リ作成スル假
登録票ノ假登録事項欄ニ令第六條第二項該當者ナル旨ヲ記入シ、申告手帳ハ之ヲ申告義務者
(要申告者ガ被用者ナルトキハ使用者)ニ渡スコト尙登録カードノ廻送ヲ受ケタルトキハ當該
登録カードニ付前號ノ取扱ヲ爲スコト

第四章 失格申告

第十五條 失格申告(令第六條第一項第一號ノ申告)ヲ受ケタルトキハ登録カード及申告手帳ニ付

(追五) 五五四

左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「失格」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スルコト

二 申告手帳ヲ回收シ其ノ表紙ニ「失格」印ヲ押捺シ之ヲ一括保管スルコト

第十六條 失格申告ヲ受ケザルトキト雖モ年數經過ト共ニ要申告者タラザルニ至リタル者ニ付テ
ハ毎月末現在ニ於テ調査シ申告ヲ促シ、申告手帳ノ返還ヲ求メ、申告及返還アリタルトキハ其
ノ登録カード及申告手帳ニ付前條ノ規定ニ準ジ取扱フベシ

申告及返還ナキトキハ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一括保管スベシ

第十六條ノ二 令第十一條該當申告(令第六條第一項第二號ノ申告)ヲ受ケタルトキハ登録カード
及申告手帳ニ付左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ表面右肩ニ「令第十一條該當」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ、之ヲ一括保管スル
コト

二 申告手帳ヲ申告義務者ニ渡スコト

第五章 解用報告及死亡報告

第十七條 解用報告(規則第四條ノ規定ニ依ル報告)アリタルトキハ左ノ通取扱フベシ

一 登録カードノ所定ノ異動欄(就業ノ場所)ニ其ノ旨轉記シ、日附ヲ記入スルコト

二 解用アリタル日ヨリ一月以内ニ異動申告、失格申告又ハ他ノ國民職業指導所ヨリ登録カー

第二十一條關係

(追五) 五五五

ド廻送ノ求メナキトキハ其ノ要申告者ガ失格者、前歴者、學校卒業者、技能者養成施設修了者又ハ檢定、試験若ハ免許者ニ該當スルモノト認メラルル場合ハ申告ヲ爲スコトヲ促シ登録カードニ特別ナル「シグナル」(赤)ヲ附シ一應夫々ノ該當者トシテ取扱ヒ其ノ配列ヲ變更スルコト、其ノ後ニ於テ他ノ國民職業指導所ヨリ其ノ登録カードノ廻送ヲ求メラレタルトキハ「シグナル」ヲ附シタル儘之ヲ廻送スルコト

第十八條 死亡報告(規則第五條ノ規定ニ依ル報告)ヲ受ケタルトキハ登録カードノ表面右肩及申告手帳ノ表ニ「死亡」印ヲ押捺シ、日附ヲ記入シ登録カード及申告手帳ハ一括之ヲ保管スベシ

第六章 職業能力申告手帳ノ作製

第十九條 一般申告アリタルトキハ申告手帳ヲ左ニ依リ作製スベシ

- 一 裏表紙所定ノ欄ニ國民職業指導所ノ略稱並登録カードト同一ナル年數字及番號ヲ記入シ、要申告者名ヲ明記スルコト
 - 二 登録カードニ基キ所定ノ欄ニ記入スルコト
 - 三 交付ノ年月日及國民職業指導所長ノ職名ヲ記入シ其ノ官印ヲ押捺スルコト
- 第二十條 申告手帳再交付ノ申請アリタルトキハ申請ガ規則第八條ニ該當スルモノナリヤ否ヤヲ審査シ該當スルモノト認メラルルトキハ左ニ依リ之ヲ作製スベシ
- 一 裏表紙所定ノ欄ニ付テハ前條第一號ニ依リ記入スルコト

- 二 所定ノ欄ニ付テハカードノ記載事項ニ基キ記入スルコト
- 三 再交付ノ年月日ヲ記入シ國民職業指導所長ノ職名及其ノ官印ヲ押捺スルコト
- 四 申告手帳ノ裏表紙ニ「再交付」ノ印ヲ押捺スルコト
- 五 登録カードノ備考欄ニ再交付ノ印ヲ押捺シ且日附ヲ明示スルコト

附則

官廳被用者及技能檢査ニ關スル取扱並工場臺帳、附表様式等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第七章 青年國民登録

第一款 一般職業能力申告票用紙ノ交付

第二十一條 國民職業指導所長ハ九月二十一日(昭和十五年ニ限り十月二十一日)迄ニ一般職業能力申告票用紙(以下申告票用紙ト稱ス)ヲ市町村長ニ交付スベシ

第二十二條 市町村長申告票用紙ノ交付ヲ受ケタルトキハ勞務動態調査員ヲシテ九月末日(昭和十五年ニ限り十月末日)迄ニ要申告者ニ之ヲ配付セシムベシ

第二十三條 市町村長ハ附表様式第二號ニ依ル申告票受拂簿ヲ作成シ其ノ受拂ヲ明ニスベシ

第二十四條 國民職業指導所長要申告者ヨリ申告票用紙ノ交付ノ請求ヲ受ケタルトキハ市町村長ヲ經由シテ之ヲ交付スベシ

第二十五條 勞務動態調査員ハ附表様式第三號ニ依リ申告票用紙ヲ交付シタル要申告者ノ連名表

第二十一條關係

ヲ作成スベシ

第二款 一般職業能力申告票ノ蒐集及提出

第二十六條 勞務動態調査員ハ申告期限迄ニ擔當區域内ノ要申告者ニ就キ申告票ヲ蒐集スベシ
勞務動態調査員前項ノ規定ニ依リ申告票ノ蒐集ヲ爲スニ當リテハ申告票及申告控ヲ對照シ其ノ記載事項ニ脱漏又ハ誤謬ナキヲ確認シタル後檢印(受領印)及割印ヲ押捺シタル上申告控ヲ切取り之ヲ要申告者ニ交付スベシ

第二十七條 勞務動態調査員ハ申告票ヲ提出シタル者ニ就キ第二十五條ノ連名表中當該要申告者ノ氏名ノ下ニ記號ヲ附スベシ

第二十八條 勞務動態調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ蒐集シタル申告票ヲ一括シテ連名表ト共ニ直ニ市町村長ニ之ヲ提出スベシ

第二十九條 市町村長國民職業指導所長ニ申告票ノ提出ヲ爲スニ當リテハ附表様式第四號ニ依リ送致目錄ヲ添附スベシ

市町村長ハ連名表ヲ翌年ノ申告期限迄保管スベシ

第三十條 市町村長ハ申告票用紙ノ配付及申告票ノ蒐集ニ付部落會長又ハ町内會長ヲシテ勞務動態調査員ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第三款 一般職業能力申告票ノ分類及集計

(連五) 五五八

(連五) 五五九

第三十一條 國民職業指導所長申告票ヲ受理シタルトキハ之ニ第三十二條第三號ノ職業分類名及勞務動態調査事務取扱規程第二十一條ノ産業大分類名、産業中分類名(但シ「十勞務供給業」「42勞務供給業」ヲ削リ勞務供給業ニ該當スルモノハ之ヲ「五商業」「32媒介周旋業」ニ含メ、「十無業」「42無職業」ヲ加フ)ヲ記入スベシ

第三十二條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ左ノ區別及順位ニ從ヒ分類整理シ翌年申告票ヲ受理スル迄之ヲ保管スベシ

- 一 居住地(郡、市、區)別
- 二 産業大分類及産業中分類別
- 三 要申告者ノ現ニ從事スル職業ニ從ヒ左ノ職業分類別

- (一) 事務従事者
- (二) 技術職員
- (三) 一般勞務者

四 年齢別

第三十三條 國民職業指導所長ハ申告票ヲ附表様式第五號ニ依リ集計シ申告期限後四十日以内ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ
前項ノ集計表ハ之ヲ二通調製シ内一通ヲ控トシ他ノ一通ヲ地方長官ニ提出スベシ

第二十一條關係

第三十四條 地方長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ國民職業指導所別集計ヲ總括集計ノ上附表樣式第五號ニ依リ申告期限後五十日以内ニ之ヲ厚生大臣ニ報告スベシ

第八章 補則

第三十五條 本規程中町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

(附表略)

國民職業能力検査規則

(昭和十五年六月十八日 厚生省令第二十七號)

改正 昭和十七年十一月一日第五十二號

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第一號又ハ第二號ニ該當スル要申告者ノ同令施行規則第三條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 國民職業能力検査ハ前條ノ要申告者ノ技能程度ニ等級ヲ付スルヲ以テ目的トス

前項ノ級付ハ各職業ニ付國民職業能力申告令施行規則別表技能程度申告標準(以下技能程度申告標準ト稱ス)ノ區分ニ從ヒ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)之ヲ行フ

第三條 前條ノ級付ハ職業能力申告票其ノ他ノ文書ニ就キ審査シテ之ヲ行ヒ(以下技能審査ト稱ス)審査ニ依ルヲ不適當ト認ムル場合ハ其ノ者ニ就キ實地ニ検査シテ之ヲ行フ(以下技能検査ト稱ス)

第四條 技能審査ハ申告ヲ爲シタル技能程度ニ付申告事項中經驗年數其ノ他技能ニ關係アリト認メラルル事項ヲ審査シテ之ヲ行フ

第五條 技能検査ハ左ノ二種ニ別チテ之ヲ行フ但シ第二號ノ検査ハ技能程度申告標準ニ於テ二等級ニ區分セラレタル職業ニ付テハ之ヲ行ハザルモノトス

一 甲種検査 第一級級付ノ爲ニ行フモノ

第二十一條關係

二 乙種検査 第二級級付ノ爲ニ行フモノ

第六條 甲種検査ハ實地作業検査、筆記試験、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ高度ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二 技能程度申告標準一級記載事項ニ基キ作業ニ於ケル綜合、工夫能力ヲ對象トスル事項

前項第二號ノ検査ハ同項第一號ノ検査ニ合格シタル者ニ對シテノミ之ヲ實施ス

第七條 乙種検査ハ實地作業検査、口頭試問ニ依リ概ネ左ノ種類ノ事項ニ付之ヲ行フ

一 技能程度申告標準二級記載事項ニ基キ普通ノ熟練度ヲ對象トスル實地作業

二 機械、器具、圖面等ニ關スル簡單ナル知識

第八條 技能審査又ハ技能検査ニ依ル技能ノ級付ハ其ノ者ノ平常ニ於ケル作業狀況ヲ斟酌シテ之

ヲ決定ス

地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ爲必要アルトキハ使用者又ハ要申告者ヨリ作業成績調書

(別表様式第一號)又ハ履歴書(別表様式第二號)ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第九條 地方長官ハ技能検査實施ノ爲必要アリト認ムルトキハ左ノ者ノ中ヨリ技能検査委員ヲ委

嘱シ検査事務ヲ補助セシムルコトヲ得

一 工場、事業場ニ勤務スル技術者又ハ高級技能者

二 其ノ他學識經驗ヲ有スル者

第十條 技能検査實施ノ日時及場所ハ検査ヲ受クベキ者及其ノ者ノ使用者ニ之ヲ通知ス

(連四) 一一九

第十一條 地方長官ハ技能審査又ハ技能検査ノ結果第一級ニ級付決定シタル者ニ對シ申請ニ依リ

技能證明書(別表様式第三號)ヲ交付スルコトヲ得

技能證明書ノ交付ヲ受ケントスル者ハ技能證明書交付申請書(別表様式第四號)ヲ提出スベシ

第十二條 技能證明書ノ交付ヲ申請スル者ハ手数料トシテ壹圓ヲ納付スベシ

前項ノ手数料ハ收入印紙ヲ用ヒ申請書ニ貼付スベシ

附則

本令ハ昭和十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別表様式第一號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

作業成績調書

現住所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地

就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏名

何年何月何日生

一 勤務開始年月日

一 勤務職種並ニ地位

一 作業内容及作業成績

第二十一條關係

一 勤務状態
右證明候也

何年何月何日

所在地
工場、事業場ノ代表者名

氏 名 印

(記載注意)

- 一 勤務職種竝ニ地位ハ現在ニ於ケル職種竝ニ地位ヲ記載シ、地位ハ係長、役付工等其ノ工場、事業場ニ於テ使用スル名稱ヲ以テ之ヲ記載スルコト
- 二 作業内容及作業成績ハ左ノ如ク區別シテ之ヲ記載スルコト
 - (イ) 使用機械ノ種類(現ニ使用スルモノト使用シタル經驗ノアルモノヲ含ム)
 - (ロ) 製品ノ種類(現ニ製作シツツアルモノト曾テ製作シタルモノノウチ主ナルモノヲ含ム)
 - (ハ) 作業成績
 - (1) 製品ノ成績(角度、ネヂ、合セ、寸法、大物、小物其ノ他特ニ堪能ナル作業ヲ含ム)
 - (2) 作業能率ノ程度
 - (3) 段取工程順序等ニ於ケル能力

- (ニ) 作業態度
 - 三 勤務状態ハ次ノ如キ點ニ留意シテ之ヲ記載スルコト
 - (イ) 精勤ノ程度
 - (ロ) 勤務ニ關スル表彰賞與ノ有無
 - (ハ) 其ノ他參考トナルベキ事項
- 別表様式第二號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

履 歴 書

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
 現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地
 就 業 ノ 場 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏 名

何年何月何日生

學 業

- 一 何小學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何青年學校 何年何月卒業又ハ何學年修了
- 一 何學校(何科) 何年何月入學何年何月卒業又ハ何學年修了

第二十一條關係

職業

一 何 職 業 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃

金一日何圓何錢

何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃

金一日何圓何錢

一 何 職 業 何年何月ヨリ何年何月迄(何年何月間)何工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃

金一日何圓何錢

何年何月ヨリ現在ニ至ル迄(何年何月間)同工場ニ於テ何地位トシテ勤務、賃

金一日何圓何錢

兵役

賞罰

右之通相違無之候也

何年何月何日

氏

名 印

(記載注意)

一 職業ハ勤務工場ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト

同一工場ニ勤務スルモ地位(見習工、普通工、役付工、係長等ノ地位ニ付詳細記入スルコト)ヲ異ニスルトキハ行ヲ改ムルコト

二 賃金ハ健康保険ノ賃金計算ノ方法ニ隨ヒ其ノ行記載期間中ノ最後ノ三ヶ月間ノ總收入ノ九十分ノ一ニ相當スル額ヲ記載スルコト

別表様式第三號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

第 號

技能證明書

本籍

氏

名

年 月 日生

職業名

技能程度 一級

右國民職業能力検査規則ニ依リ其ノ技能ヲ證ス

年 月 日

何府縣知事 氏

(警視總監 氏

(北海道廳長官 氏

名 印

第二十一條關係

一六四ノ七

別表様式第四號(用紙ノ大サハ日本標準規格B4號又ハ美濃版)

一六四ノ八

收入
印紙

技能證明書交付申請書

職業能力申告手帳記載ノ番號 第何 號

本 籍 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地

現 住 所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)大字何、何番地

就業ノ場所 何府縣(北海道)何郡(市)(區)何町(村)何工場

氏 名

何年何月何日生

職業名 何々

技能程度 何級

技能検査ヲ受ケタル年月日 何年何月何日

右國民職業能力検査規則ニ依リ技能證明相受度此段及申請候也

何年何月何日

氏

名 印

(第十三)

六四五

何府縣知事
(警視總監)
(北海道廳長官) 殿

(記載注意)

一 氏名ニハ振假名ヲ附スルコト

二 職業名ハ現ニ從事シ又ハ從事シタル指定ノ職業名ヲ記載スルコト

三 技能検査ヲ受ケザルモノハ技能検査ヲ受ケタル年月日ノ文字ヲ抹消スルコト

第二十一條關係

一六四ノ九

國民職業能力申告令第二條第六號ノ要申告者ニ關スル

申告ノ特例ニ關スル件 (昭和十五年十月十九日 厚生省令第四十三號)

改正 昭和十六年二月第二號、昭和十六年十月十六日第五十一號、昭和十七年九月一日第四十二號、昭和十七年十一月一日第五十二號

第一條 國民職業能力申告令(以下令ト稱ス)第二條第六號ニ依リ昭和十六年十月十六日厚生大臣ノ指定シタル者(以下要申告者ト稱ス)ニ關スル令第四條第一項ノ申告ハ毎年九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ申告ヲ爲シタル要申告者ニ關スル令第四條第二項及第六條ノ申告ハ之ヲ爲スヲ要セズ
第二條 地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ハ交通至難ノ地域又ハ天災事變ノ發生シタル地域ニ居住スル要申告者ニ付前條ノ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

第三條 第一條ノ申告ハ青壯年國民登錄票(別表様式)ニ依リ之ヲ爲シ當該申告控ハ要申告者之ヲ保管スベシ

第四條 青壯年國民登錄票用紙ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長之ヲ交付ス

申告期限迄ニ一般職業能力申告票用紙ノ交付ヲ受ケザル要申告者ハ居住地ノ市町村長ヲ經由シ又ハ經由セズシテ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ其ノ交付ヲ請求スベシ

(連十二) 四八九 六四六

第五條 市町村長ハ申告期限後十日以内ニ要申告者ヨリ青壯年國民登錄票ヲ取纏メ當該市町村ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ之ヲ提出スベシ

第六條 國民職業指導所長ハ市町村長ヲ經由シ世帯主ヨリ令第九條第一項ノ規定ニ基キ要申告者ノ同居ノ有無ニ關シ報告ヲ徵スルコトヲ得

第七條 勞務動態調査規則第十條ノ勞務動態調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ青壯年國民登錄票用紙ノ配付又ハ青壯年國民登錄票ノ蒐集ニ從事ス

第八條 要申告者第一條ノ申告ヲ爲シタル後令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ新ニ令第四條ノ規定ニ依リ、令第二條第一號乃至第五號ノ一ニ該當スル者令第四條ノ申告ヲ爲シタル後第一條ノ要申告者トナリタルトキハ新ニ第一條ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スモノトス

第九條 令第三條中使用者ニ關スル規定並ニ國民職業能力申告令施行規則第四條、第五條及第七條ノ規定ハ第一條ノ要申告者ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第十條 町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ本令中町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

附則

本令ハ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條關係

第一條ノ規定ニ依リ九月末日現在ヲ以テ十月十日迄ニ爲スベキ申告ハ本年ニ限り十月末日現在ヲ以テ十一月十日迄ニ之ヲ爲スモノトス

一六四ノ二二

別表様式一 (用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)

昭和十七年 男
九月三十日現在

五學 歷	四兵役關係	三居住ノ場所	二本籍		一氏名及 生年月日	※産業 大分類	※産業 中分類	※産業 小分類	檢印
			縣府道	縣府道	市郡	市郡		印	明治
所在 地	(イ)官兵等種級及 (ロ)役種	縣府道 市郡	縣府道 市郡	區町	村大字	區町	村大字	區町	村大字
〔第 學年在學 昭和 年 月 卒業 修了豫定〕		(ハ)徵集 任官又ハ 昭和大 和正 年		區町		區町		番地	番地

(追十二)

四九〇

(※番號)

昭和 年 月 日 申告

青壯年國	七 家庭ノ狀況身		六 職業		事業種別	名稱又ハ 使用者氏名	五 學 歷	
※摘 要	(イ)戸主ト 柄ノ	(ロ)世帯位上	(ハ)職業内容	(ニ)職業上ノ 地位			(イ)就業ノ場所 (含ム勤務先ヲ)	(イ)シタ學校又ハ スル施設
	(ハ)配有者 有 無	(ニ)現ニ扶養 スル者ノ 數	(ホ)經驗年數	(ニ)分又ハ地位				
	別居人	同居人	年 月	年 月				
	(ホ)精神又ハ 身體ノ狀況		(ハ)特 技					

(追十二)

四九一

切取線 割印

國民職業指導所

第二十一條關係

一六四ノ一三

青壯年國民登録票

昭和十七年九月三十日現在

六 家庭ノ 及身 ノ狀 況	五 職 業		四 學 歴	三 居 住 ノ 場 所	二 本 籍
				縣府道	縣府道
	(イ) 戶主トノ 柄ノ	(ハ) 職業内容	(ロ) 職業名	(イ) 就業ノ場所 (勤務先ヲ 含ム)	(イ) 卒業(修了) シタル學校又 ハ施設 (ロ) 現ニ在學 スル學校又ハ 施設
(ハ) 現ニ扶養 スル者ノ 數	(ホ) 經驗年數	(ニ) 職業上ノ身 分又ハ地位	事業種別	名稱又ハ 使用者氏名	所在地
別居 人	同居 人	計			
		(ニ) 特 技			

第二十一條關係

一六四ノ一五

第 學年在學
昭和 年 月 卒業
修了豫定

(通十二) 四九三

別表様式二(用紙ノ大サハ日本標準規格B5トス)

女 一 氏名及 生年月日	※産業 大分類	※産業 中分類	※職業 分類	※檢印	昭和 年 月 日生
	印	大明治 正	年 月	國民職業指導所	
昭和 年 月 日申告	四 職業名	三 居住ノ場所	二 本籍	一 氏名及 生年月日	番地
	縣府道	縣府道	市郡	明正治 年 月 日生	區町 村大字
					區町 村大字
					區町 村大字
					區町 村大字
					區町 村大字

注意 一 入管應召シタ場合又ハ居住ノ場所ニ異動ガ生ジタ場合ハ此ノ登録ヲシタ國民職業指導所長ニ其ノ旨報告ス
ルコト尙其ノ報告ニハ此ノ登録濟證ニ記載シテアル居住ノ場所及職業名ヲ必ス附記スルコト
二 此ノ登録濟證ハ右ノ異動報告ヲ爲ス場合又ハ國民職業指導所ヨリ其ノ提示ヲ求メラレタ場合等ニ必要デア
ルカラ一年間之ヲ保管スルコト

青壯年國民登録濟證

一六四ノ一四

(通十二) 四九二

第二十一條關係

昭和 年 月 日申告

國民職業指導所

注意 此ノ登録濟證ハ國民職業指導所ヨリ其ノ提示ヲ求メラレタ場合ニ必要デアルカラ一年間之ヲ保管スルコト

(通十二) 四九五

(※番號)

昭和 年 月 日申告

切取線

割印

國民職業指導所

一六四ノ一六

四 職 業 名	三 居 住 ノ 場 所	二 本 籍	一 氏 名 及 生 年 月 日	青壯年國民登録濟證	
				縣府道	縣府道
	市郡	市郡		大正	年 月 日生
	區町村大字	區町村大字		町	町
	町	町		番地	番地
檢印					

(通十二) 四九四

船員職業能力申告令

(昭和十四年一月三十日) (勅令第二十三號) (總理、遞信、拓務大臣副署)

改正 昭和十八年三月三十一日第三百四十二號

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ船員トハ左ニ掲グル者ヲ謂フ

- 一 船員法第一條(朝鮮船員令及關東州船員令ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)ニ規定スル船員
- 二 海技免狀ヲ有スル者
- 三 遞信大臣ノ指定スル船員養成施設ニ於テ其ノ課程ヲ修了シタル者ニシテ修了後三年ヲ經過セザルモノ及該期間内ニ船員法第一條ニ規定スル船員トシテ船舶ニ乗組ミ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ
- 四 船員法第一條ニ規定スル船員トシテ一年以上船舶ニ乗組ミタル者ニシテ最後ノ雇止ノ公認後三年ヲ經過セザルモノ
- 第三條 船員ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ毎年一回之ヲ爲サシムルモノトス
前項ノ申告ハ七月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ
- 第四條 船員ハ左ニ掲グル事項ヲ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ申告スベシ

一 氏名

第二十一條關係

- 二 男女ノ別
- 三 出生ノ年月日
- 四 本籍
- 五 居住ノ場所
- 六 兵役關係
- 七 學歷
- 八 船員手帳ヲ有スルトキハ其ノ管海官廳略號及番號
- 九 海技免狀ヲ有スルトキハ其ノ種類及番號
- 十 無線通信士資格檢定合格證書ヲ有スルトキハ其ノ等級及番號
- 十一 救命艇手適任證書其ノ他ノ海技ニ關スル資格證明書ヲ有スルトキハ其ノ旨
- 十二 乘船履歷
- 十三 現ニ從事スル業務
- 十四 俸給、給料等ヲ受クルモノナルトキハ其ノ額
- 十五 健康狀況特ニ船内勤務ニ關スル支障ノ有無
- 十六 配偶者ノ有無現ニ扶養スル者ノ數
- 十七 船内勤務ニ關スル希望

- 十八 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項
船員手帳ヲ有スル者ハ前項第十二號ノ申告ヲ爲スコトヲ要セズ
- 船員第一項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號乃至第六號及第十三號ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ第六條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ居住地ヲ管轄スル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ
- 第五條 船員法第一條ニ規定スル船員ハ本令ニ依ル申告ヲ爲スコトヲ要セズ但シ遞信大臣必要アリト認ムルトキハ船員法第一條ニ規定スル船員ノ全部又ハ一部ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條第一項ニ掲グル事項ノ一部ヲ申告セシムルコトヲ得
- 第六條 船員法第三條及第四條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滞ナク前ニ申告ヲ爲シタル管海官廳ニ其ノ旨ヲ申告スベシ
 - 一 第九條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ
 - 二 本令施行地外ニ居住ノ場所ヲ移シタルトキ
- 第七條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第八條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基ク報告ヲ徵スルコトヲ得

第二十一條關係

第九條 本令ハ第六條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、兵籍ニ編入セラレタル陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及海軍豫備補習生ヲ含ム)、陸海軍軍屬、國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者並ニ醫療關係者職業能力申告令ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ對シテ之ヲ適用セズ

第十條 船員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)

二 外國旅行中ノ者

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十一條 本令中遞信大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トシ管海官廳トアルハ南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル行政官廳トス

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限リ第三條第二項中七月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トス

船員職業能力申告令施行規則

(昭和十四年一月三十日) 遞信省令第二二號

第一條 船員職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第三條ノ規定ニ依ル申告ハ第一號書式ニ依ル船員職業能力申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項ノ船員職業能力申告書用紙ハ管海官廳其ノ他遞信大臣ノ告示ヲ以テ指定スル者ニ申出デ其ノ交付ヲ受クベシ

第二條 申告令第四條第三項ノ規定ニ依ル申告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項ノ書面ニハ變更ニ係ル新舊事項及變更ヲ生ジタル年月日ヲ記載シ記名捺印スベシ

第三條 申告令第六條ノ規定ニ依ル申告ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スベシ

前項ノ書面ニハ申告令第六條各號ニ該當スル事項及其ノ該當スルニ至リタル年月日ヲ記載シ記名捺印スベシ

第四條 申告令第五條ノ規定ニ依リ船員法第一條ニ規定スル船員ニ對シ申告ヲ爲サシムル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ定メ之ヲ告示ス

- 一 申告ヲ爲スベキ船員ノ範圍
- 二 申告ヲ爲スベキ事項
- 三 申告ノ時期

四 申告ノ方法

第五條 管海官廳ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告ヲ爲シタル者ニ就キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ第二號書式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第六條 申告令第二條第三號ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シタル船員養成施設ハ之ヲ告示ス

第七條 申告令第二條第三號ノ規定ニ依リ遞信大臣ノ指定シタル船員養成施設ノ管理者ハ其ノ養成ノ課程ヲ修了シタル者ニ付左ニ掲グル事項ヲ遲滞ナク船員養成施設ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳ニ報告スベシ但シ遞信大臣ノ指定前ニ養成ノ課程ヲ修了シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 氏名

二 出生ノ年月日

三 本籍

四 居住ノ場所

五 養成ノ課程ヲ修了シタル年月日

第八條 管海官廳ハ必要アリト認ムル場合船長ノ退職認證ノ申請又ハ海員ノ雇止公認ノ申請アリタル際當該船員ヲシテ申告令第四條各號ニ掲グル事項ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第九條 申告令第二條第二號乃至第四號ニ掲グル船員ガ死亡シタルトキハ死亡ノ際其ノ者ト同居

第二十一條關係

ノ戸主又ハ家族ノ關係ニ在リタル者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ最寄管海官廳ニ報告スベシ但シ船員法
 第一條ニ規定スル船員ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ノ申告期限ハ内地ニ歸來シタル日ヨリ十五日迄之ヲ延長ス
 一 申告令第十條第一號ニ該當スル者ニシテ内地ニ居住セザルモノ
 二 申告令第十條第二號ニ該當スル者
 三 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
 四 船員法ノ適用ヲ受ケザル船舶ニ乗組ミ航行中ノ者
 第十一條 船員法施行規則第六十一條第一項第一號乃至第三號ニ掲グル船員ニ付テハ下船届ノ提
 出アリタルトキ雇止ノ公認アリタルモノト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號書式

(表)

船員職業能力申告書

年 月 日現在

(一) 氏名	(二) 出生の年月日		(三) 男女の別	
	年月日	年月日	男	女
(四) 本籍	縣府道	市郡	村町區	番地
(五) 居住の場所	縣府道	市郡	村町區	番地
(六) 船員手帳交付管 海官廳名略號及 番號	第 號	(七) 海技免狀の種 及番號	第 號	第 號
(八) 水先免狀の番號	區 第 號	(九) 無線通信士資 格檢定合格證書 等級及番號	第 號	第 號
(十) 救命艇手適任 證書交付管海官 廳名及番號	第 號	(十) 水夫適任證 書交付管海官廳 名及番號	第 號	第 號
(十一) 兵 役 關 係	(役種) 海軍豫備員(現官等級)	陸軍 海軍	(徵集年度) (役種)	年度 役
(十二) 學 歷	船員とし ての學歷 其の他の 學歷	養成所 學校	科修卒 科修卒	種類 報酬
(十三) 健 康 狀 況	強健 普通 病弱	(十四) 現に 從事する 業務	報 酬 手當月(日)	現に扶養す る者の數
(十五) 支 内 勤 務	有(理由)	(十六) 配 偶 者	無 有	人

第二十一條關係

省 信 遞

(七) 船内勤務に関する希望	船種	(六) 乗船履歴	航行區域 其他	船名	總噸數	公稱馬力	職務	給料	乘船年月日	下船年月日	
	用途										丸
(十九) 國民職業能力申告者なりや否	要申告者なり	(二十) 備考	圓	圓	圓	圓	圓	圓	年	月	日
	要申告者に非ず		錢	錢	錢	錢	錢	錢	年	月	日

右之通相違無之候也

年 月 日

申告者
氏名印

御中

(裏) 記載心得

一 一般ノ注意事項

- (イ) 文字は明瞭に墨又は青インクを以て記載すること
- (ロ) 誤記した事項は其の上に線を引いて之を抹消し其の傍は正しい文字を記載すること
- (ハ) 該當しない事項及不要な箇所は其の上に線を引いて之を抹消すること

二 各項目の記載方

- (一) 氏名
氏名には其の右側に振假名を附けること
- (五) 居住の場所
平常居住する場所を記載すること
- (七) 海抜免状の種類及番號
效力に制限を加へた海抜免状は其の種類及番號を記載すること
海抜免状を併有する者は其の種類及番號を全部併記すること
- (三) 學歷
船員としての學歷には商船學校、水産學校其他養成所等を記載すること
其の他の學歷には右以外の最高學歷を記載し、尙試験に依り資格を得たる者は夫れに相當する學校(例へば專檢、實檢、高檢合格者は甲種中等學校卒業とするが如し)を記載すること

第二十一條關係

(四) 現に従事する業務

(イ) 種類

勤務者に付ては勤務先及職務名又獨立して業務を営む者に付ては其の種類を記載し、尙無職の者は無職と記載し、又汽船會社の豫備員は何々會社豫備員と記載すること

(ロ) 報酬

獨立して業務を営む者は其の平均月收額を記載すること
手當は職務手當、勤續手當等の如く支給額が確定せるものゝ合金額を記載し、尙俸給又は給料の何割と記載するも妨げないこと

(五) 健康狀況

急性傳染病等の如き一時的疾患に因る故障は船内勤務支障の理由とならないこと
船内勤務支障の理由ある場合は疾病に在りては其の病名を、不具又は精神身體の障害に在りては其の不具又は障害の箇所を記載すること

(六) 配偶者の有無及現に扶養する者の數

配偶者は内縁關係をも含み、「現に扶養する者の數」には自己の家計に依存して生活を営む者の數を記載すること

(七) 船内勤務に關する希望

船種は汽船、發動機船、旅客船、貨物船等を記載すること

特に希望する事項(例へば北米航路、上海航路等)又は特に希望しない事項があれば「其の他」に記載すること

(六) 乗船履歴

海技免狀を有し船員法の適用を受けない船舶に乗船した者は最後に乗船した船舶に付又海技免狀を有し船員法の適用を受けない船舶に乗船中の者は現に居る船舶に付記載すること

船員手帳受有者は下船後三年間は乗船履歴を記載することを要しないこと

(三) 備考

特に熟知して居る外國航路又は外國港灣のあるときは之を本欄に記載すること
特殊に技能ある者は之を本欄に記載して差支ないこと

三 本申告を怠りたる者は國家總動員法に依り處罰されることがあるから注意すること

第二號書式(豎八・五種)
(横六・一種)

第 號

船員職業能力検査證票

官 職

遞信省印

氏

名

(表)

(裏)

國家總動員法第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依
 リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若ハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル
 事項ヲ申告セシメ又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ検査スルコトヲ得
 國家總動員法第四十三條 第二十一條ノ規定ニ違反シテ申告ヲ怠リ又ハ検査ヲ拒
 ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス
 船員職業能力申告令第七條 管海官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令
 ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得
 船員職業能力申告令施行規則第五條 管海官廳ハ當該官吏ヲシテ申告令ニ依ル申告
 ヲ爲シタル者ニ就キ身體、技能其ノ他必要ト認ムル事項ノ検査ヲ爲サシムルコト
 ヲ得
 前項ノ場合ニ在リテハ當該官吏ハ第二號書式ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第二十一條關係

船員職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル

船員養成施設指定ノ件

(昭和十四年二月二十八日
遞信省告示第五百四十號)

船員職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル船員養成施設左ノ如ク指定シ本日ヨリ之ヲ施行ス

- | 名 | 稱 | 位 | 置 |
|----|----------------------|---|-----------------|
| 一、 | 社團法人日本海員掖濟會橫濱普通會員養成所 | | 橫濱市中區吉濱町十四番地ノ一 |
| 二、 | 社團法人日本海員掖濟會大阪普通海員養成所 | | 大阪市港區出崎町一丁目八番地 |
| 三、 | 社團法人日本海員掖濟會若松普通海員養成所 | | 福岡縣若松市北湊町三丁目地先 |
| 四、 | 社團法人電信協會管理無線電信講習所 | | 東京市目黒區下目黒一丁目五番地 |

船員職業能力申告令施行規則第一條第二項ニ依リ昭和十七年度船員職業能力申告書用紙ノ交付ヲ行フ者左ノ通指定ス

(昭和十七年六月十二日
遞信省告示第八百八十九號)

- | | | | |
|----|----------------------------------|-----|-------------------|
| 一 | 船員法第四十五條ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行フ市町村長及之ニ準ズル者 | 十二 | 高知船員職業紹介所 |
| 二 | 東京船員職業紹介所 | 十三 | 廣島船員職業紹介所 |
| 三 | 橫濱船員職業紹介所 | 十四 | 木ノ江船員職業紹介所 |
| 四 | 清水船員職業紹介所 | 十五 | 門司船員職業紹介所 |
| 五 | 新潟船員職業紹介所 | 十六 | 門司船員職業紹介所下關出張所 |
| 六 | 名古屋船員職業紹介所 | 十七 | 戶畑船員職業紹介所 |
| 七 | 敦賀船員職業紹介所 | 十八 | 戶畑船員職業紹介所若松分室 |
| 八 | 伏木船員職業紹介所 | 十九 | 長崎船員職業紹介所 |
| 九 | 大阪船員職業紹介所 | 二十 | 三池船員職業紹介所 |
| 十 | 大阪船員職業紹介所安治川出張所 | 二十一 | 三池船員職業紹介所大牟田川口出張所 |
| 十一 | 神戸船員職業紹介所 | 二十二 | 鹿兒島船員職業紹介所 |
| | | 二十三 | 鹽竈船員職業紹介所 |

二十四 青森船員職業紹介所
二十五 函館船員職業紹介所
二十六 小樽船員職業紹介所
二十七 室蘭船員職業紹介所
二十八 兒島海員養成所
二十九 小樽海員養成所
三十 唐津海員養成所
三十一 宮古海員養成所
三十二 特別高等海員養成所
三十三 第一短期高等海員養成所
三十四 第二短期高等海員養成所
三十五 高等海員養成所
三十六 東京高等商船學校
三十七 神戸高等商船學校
三十八 富山商船學校
三十九 鳥羽商船學校

四十 大島商船學校
四十一 鹿兒島商船學校
四十二 岡山縣立兒島商船學校
四十三 廣島商船學校
四十四 粟島商船學校
四十五 弓削商船學校
四十六 水産講習所
四十七 函館高等水産學校
四十八 千葉縣立安房水産學校
四十九 北海道廳立小樽水産學校
五十 新潟縣立能生水産學校
五十一 宮城縣水産學校
五十二 島根縣立水産學校
五十三 富山縣立水産學校
五十四 靜岡縣立燒津水産學校
五十五 三重縣立志摩水産學校

(通十一) 一〇五四

五十六 沖繩縣立水産學校
五十七 岩手縣立水産學校
五十八 青森縣立水産學校
五十九 鹿兒島縣立枕崎水産學校
六十 長崎縣立水産學校
六十一 北海道廳立函館水産學校
六十二 福井縣立小濱水産學校
六十三 石川縣立宇出津水産學校
六十四 官立無線電信講習所
六十五 社團法人漁船技術員養成所
六十六 船舶運營會
六十七 日本海運報國團
六十八 社團法人日本海員技濟會
六十九 日本海運協會

七十 近海汽船協會
七十一 全國機帆船海運組合聯合會
七十二 全國水上小運送業海運組合聯合會
七十三 社團法人大日本水産會
七十四 帝國水産會
七十五 日本トロール水産組合
七十六 日本鰹鮪釣漁業水産組合
七十七 全國漁業組合聯合會
七十八 露領水産組合
七十九 母船式蟹漁業水産組合
八十 日本捕鯨業水産組合
八十一 神戸市立海員會館
八十二 戸畑漁船船員ホーム組合

(通十一) 一〇五五

獸醫師等職業能力申告令

(昭和十四年二月四日
勅令第二十六號)

改正 昭和十七年一月二十八日第三十八號

第一條 國家總動員法第二十一條ノ規定ニ基ク獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告及其ノ職業能力ニ關スル検査ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ニ於テ獸醫師等トハ獸醫師法ニ依リ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受クル資格ヲ有スル者並ニ昭和十五年法律第九十二號(獸醫師法等ノ臨時特例ニ關スル法律)ニ依リ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ヲ謂フ但シ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ヲ、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ獸醫師ノ免許ヲ受ケタル者及免許ヲ受クル資格ヲ有スル者ヲ、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫師ヲ、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム

第三條 獸醫師等ノ職業能力ニ關スル事項ノ申告ハ昭和十七年及爾後二年毎ニ一回之ヲ爲サシムルモノトス

前項ノ申告ハ八月一日現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第一項ノ申告ヲ爲スベキ年ノ八月二日以後ニ於テ獸醫師等ト爲リタル者、第八條ニ掲グル者ニシテ本令ノ適用ヲ受クルニ至リタルモノ、内地、朝鮮、臺灣、樺太若ハ南洋群島ノ何レカノ地

域ヨリ他ノ地域ニ就業ノ場所（就業ノ場所一定セザル者及就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所）ヲ移シタル者又ハ本令施行地内ニ住所及就業ノ場所ノ何レヲモ有セザリシ者ニシテ本令施行地内ニ其ノ何レカヲ有スルニ至リタルモノノ申告ハ當該事實ノ生ジタル日ノ次ノ八月一日（當該事實ノ生ジタル日ガ八月一日ナルトキハ其ノ日）現在ニ依リ同月十五日迄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 獸醫師等ハ左ニ掲グル事項ヲ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ申告スベシ

- 一 氏名
- 二 出生ノ年月日
- 三 本籍
- 四 住所
- 五 兵役關係
- 六 資格並ニ獸醫師名簿登録番號及登録年月日又ハ獸醫手免許番號、免許年月日及免許期間
- 七 診療能力
- 八 學歷及職歴
- 九 就業ノ場所
- 十 就業ノ態様
- 十一 俸給、給料等ヲ受クル者ナルトキハ其ノ額

十二 健康狀況特ニ總動員業務從事ニ關スル支障ノ有無

十三 配偶者ノ有無及現ニ扶養スル者ノ數

十四 總動員業務從事ニ關スル希望

十五 其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項

獸醫師等前項ノ申告ヲ爲シタル後同項第一號、第四號、第六號、第九號又ハ第十號ニ掲グル事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第五條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外三十日以内ニ就業地ヲ管轄スル地方長官ニ其ノ旨申名スベシ

第五條 獸醫師等前二條ノ規定ニ依ル申告ヲ爲シタル後左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ遲滯ナク

前ニ申告ヲ爲シタル地方長官ニ其ノ旨申告スベシ

一 第八條ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ

二 内地、朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群島ノ何レカノ地域ヨリ他ノ地域ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

三 本令施行地外ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ移シタルトキ

第六條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該官吏ヲシテ本令ノ申告ヲ爲シタル者ニ就キ其ノ職業能力ニ關シ検査ヲ爲サシムルコトヲ得

第七條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本令ノ申告ニ關シ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基

ク報告ヲ徴スルコトヲ得

第八條 本令ハ第五條第一號ノ規定ニ依ル申告ニ關スル規定ヲ除クノ外陸海軍軍人ニシテ現役中ノモノ(歸休下士官兵ヲ除ク)及戰時若ハ事變ニ際シ又ハ兵役法第五十五條第二項ノ規定(志願ニ依リ兵籍ニ編入セラレタル者ニ付テハ之ニ該當スル勅令ノ規定ヲ含ム)ニ依リ召集中ノモノ、陸海軍軍屬竝ニ國家總動員法第四條ノ規定ニ依リ徵用中ノ者ニ對シテハ之ヲ適用セズ

第九條 獸醫師等ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告ニ關シテハ命令ノ定ムル所ニ依リ申告期限ヲ延長スルコトヲ得

- 一 陸海軍軍人ニシテ召集中ノモノ(前條ニ規定スル召集中ノ者ヲ除ク)
- 二 外國旅行中ノ者
- 三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル者

第十條 二以上ノ就業ノ場所ヲ有スル者ニ付テハ主タル就業ノ場所ノ所在地ヲ以テ、就業ノ場所一定セザル者又ハ就業ノ場所ヲ有セザル者ニ付テハ住所地ヲ以テ本令ノ就業地ト看做ス

第十一條 本令中獸醫師名簿登録番號及登録年月日トアルハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ免許、免許證又ハ假免狀ヲ受ケタル獸醫師又ハ獸醫ニ關シテハ各其ノ免許番號及免許年月日トシ地方長官トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官トス

(進十) 六六六

(進十) 六六七

第十二條 本令ニ規定スルモノノ外申告ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年ニ限り第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ四月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ四月二日以後トス

附則

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年ニ限り第三條第二項中八月一日現在ニ依リ同月十五日迄トアルハ三月一日現在ニ依リ同月十五日迄トシ同條第三項中八月二日以後トアルハ三月二日以後トス

國民職業能力申告令第十一條中「獸醫師法ニ依リ農林大臣ノ免許ヲ受ケタル獸醫師(朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督ノ免許ヲ受ケタル獸醫師、臺灣ニ在リテハ臺灣總督ノ免許證ヲ受ケタル獸醫、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ假免狀ヲ受ケタル獸醫、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官ノ指定スル者ヲ含ム)」ヲ「獸醫師等職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者」ニ改ム
國民徵用令第二十一條第五號中「獸醫師職業能力申告令」ヲ「獸醫師等職業能力申告令」ニ改ム

獸醫師等職業能力申告令施行規則

(昭和十四年二月四日 農林省令第十一號)

改正 昭和十七年二月七日第十四號

第一條 獸醫師等職業能力申告令(以下申告令ト稱ス)第四條第一項ノ規定ニ依ル申告ハ様式第一號ニ依ル獸醫師等職業能力申告書用紙ヲ以テ之ヲ爲スベシ
獸醫師等職業能力申告書用紙ハ申告義務者ノ申請ニ依リ又ハ申請ニ依ラズシテ地方長官之ヲ交付ス

第二條 獸醫師等ハ申告令第四條第一號乃至第十四號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ申告スベシ
一 裝蹄師免許證ヲ有スル者ニ在リテハ裝蹄師名簿登錄番號及登錄年月日
二 醫療關係者職業能力申告令又ハ船員職業能力申告令ノ規定ニ依リ申告ヲ爲スベキ者ニ在リテハ其ノ事實

三 獸醫事務關係以外ノ職業ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ職業名
四 自動車運轉、乘馬其ノ他ノ特技ヲ有スル者ニ在リテハ其ノ事實

第三條 削除
第四條 申告令第六條ノ検査ハ當該官吏被検査者ヲシテ試問ニ答ヘシメ若ハ作業ヲ爲サシメ又ハ

(通十) 六六八

(通十) 六六九

健康診断ヲ爲シテ之ヲ行フモノトス地方長官前項ノ検査ノ爲必要アリト認ムルトキハ被検査者ニ對シ期日及場所ヲ指定シテ出頭ヲ命ズルコトヲ得

當該官吏第一項ノ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ様式第四號ニ依ル證票ヲ携帯スベシ

第五條 申告義務者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノノ申告期限ハ其ノ者ガ左ノ各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル日ヨリ十五日目迄之ヲ延長ス

- 一 申告令第九條第一號又ハ第二號ニ該當スル者
 - 二 朝鮮、臺灣、樺太、南洋群島又ハ關東州ニ旅行中ノ者
 - 三 法令ニ依リ拘禁中ノ者
 - 四 疾病、傷痍其ノ他ノ事由ニ因リ申告ヲ爲スコト能ハザルノ狀況ニ在ル者
- 交通至難ノ島嶼ニ住所又ハ就業ノ場所ヲ有スル者ニシテ正規ノ期限ニ申告ヲ爲シ難キモノノ申告期限ノ延長ニ付テハ地方長官ハ農林大臣ノ認可ヲ受ケ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

本令ハ昭和十七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條關係

(表面)

秘

※ 第 號		獸醫師等職業能力申告書		昭和 年 月 日現在		※ 縣府廳	
(一)氏名	捺印	(二)出生の年月日	年 月 日	(三)本籍	道府縣 市郡 町 村字 番地	(四)住所	道府縣 市郡 町 村字 番地 方
(五)兵役關係	(イ)官等級	(ロ)役種	(ハ)徵集年	(六)資格	(イ)獸醫師 (ロ)獸醫師免許有資格者 (ハ)獸醫手 (ニ)獸醫手免許有資格者	(イ)獸醫手	(ロ)又任官は年 年

(進十) 六七〇

(七)獸醫師名簿登録番號	第 號	(八)獸醫免許番號	第 號	(九)診療能力	(イ)診療し得る主なる家畜 牛・馬・緬羊・山羊・豚・犬・猫 (ロ)特技とする獸醫事技能 (ハ)就業し得る獸醫事業務	(十)學歷	(十一)職業歴	(十二)就業の場所	道府縣 市郡 町 村字 番地 就業所の名稱	(十三)就業の態様	(イ)診療従事 (ロ)官公吏及其の従事業務又は學校教員及其の教授科目 (ハ)其他の獸醫事關係業務 (ニ)獸醫事外業務 (ホ)就業せず
--------------	-----	-----------	-----	---------	---	-------	---------	-----------	--------------------------	-----------	--

(進十) 六七一

昭和 年 月 日 申告	昭 和 年 月 日 申告	(七) 俸給の給額科 年月給 円 銭	(七) 配偶者の有無 有・無	(七) 現に扶養する者の数	(イ) 強健 (ロ) 普通 (ハ) 總動員業務不適(理由)
		(六) 總動員業務 從事に關する 希望 (イ) 從事業務地 内地・外地・内地共 (ロ) 其の他の希望	(イ) 裝蹄師登録番號 第 年 月 日 號 (ロ) 醫療關係者又は船員	(ハ) 特技	
		※ 異動事項記入欄			

注意

- 一 ※印の箇所は記入せぬこと
- 二 裏面記入上の注意を熟讀し誤記のない様記入すること
- 三 本申告書は就業地(就業の場所不定の者及就業の場所のない者は住所地)を管轄する地方長官に提出すること

(通十) 六七二

(通十) 六七三

(裏面)

記入上の注意

一 一般的注意

- (イ) 本申告書は此の儘帳簿に編綴して數年間保存するものであるから文字は明瞭に墨又は青インクにて楷書にて鄭重に書くこと
- (ロ) 同一の記入事項重複するときでも「同上」等と記入せず繰返し記入すること
- (ハ) 誤記した場合は其の上に線を引いて抹消し其の傍に正しく記入すること
- (ニ) 該當事項のない箇所及不要な箇所は其の上に線を引いて抹消すること

二 各項目記入上の注意

- (一) 氏名 氏名には其の右側に振假名を附すること
- (二) 出生の年月日 戸籍上の生年月日を記入すること、年號を忘れぬこと
- (三) 本籍及四住所
番地は例へば千九百五番地ノ二は一、九〇五番地ノ二と記入すること
平常住居する場所を記入すること
- (五) 兵役關係

第二十一條關係